

第一千一百三十三條朗讀ス

第一千一百三十三條 質物カ果實又ハ產出物ヲ生スルトキハ質取債權者ハ之ニ關シ留置權者ノ爲メ第一千九十八條第二項ニ定メタル權利及ヒ義務アリ

質ト爲シタル債權ニ關シテハ質取債權者ハ其利息ヲ收取シ之ヲ自己ノ債權ニ充當ス然レトモ債務者ノ特別ナル委任ヲ受ケスシテ其元本ヲ受取ルコトヲ得ス但裏書ヲ以テ取引ス可キ證券ニ關スルトキハ此限ニ在ラス

本條ハ原案ニ決ス

第一千一百三十四條朗讀ス

第一千一百三十四條 質取債權者カ質物保存ノ爲メ必要ノ出費ヲ爲シタルトキハ其辨償ハ此債權者ノ爲メ其債權ニ先チ動產質ヲ以テ之ヲ擔保ス

民再七ノ九七

質物ノ隱潛ノ瑕疵ニ因リ債權者ノ受ケタル損害ノ賠償ニ付テモ亦同シ

本條ハ原按ニ決ス

第一千一百三十五條 質取債權者ハ動產質ノ附キタル主從ノ債務及ヒ前條ニ從ヒ受取ル可キ金額ノ皆濟ニ至ルマテ債務者及ヒ其讓受人ニ對シ質物ノ占有ヲ留置スルコトヲ得

右債權者ハ其債權ノ滿期ニ至ラサル間ハ債務者ノ他ノ債權者ヨリ爲ス質物ノ差押及ヒ其競賣ニ對抗スルコトヲ得

(樞村) 右ト云フ字ハ削ツタノダロウ

(栗塚) ナイノデ御座イマス

本條第二項「右」ノ一字ヲ削ル

第一千一百三十六條朗讀ス

第一千一百三十六條 動產質ノ附キタル債務カ滿期ト爲リタルトキハ

債務者履行ヲ爲サ、ルニ於テハ質取債權者又ハ其他ノ債權者ヨリ質取債權者ハ他ノ債權者ヨリ質物ノ競賣ヲ求ムルコトヲ得質取債權者ハ他ノ債權者ニ先タチ元利、費用及ヒ第千百十四條ニ掲ケタル賠償金ノ辨濟ヲ受ク

(槇村) 「トキハ」ノ「ハ」ノ字ハ削ツテアリマスカ

(栗塚) 左様デス

本條「トキハ」ノ「ハ」ノ字ヲ削ル

第千百十七條朗讀ス

第千百十七條 他ノ債權者ヨリ競賣ヲ求メス又ハ之ヲ實行スルコトヲ得サルトキ質取債權者ハ質物ヲ己レノ有ト爲サントスルコトニ付キ債務者ト一致セサルニ於テハ鑑定人ノ評價シタル價額ニ滿ツルマテ質物ヲ辨濟ニ充ツ可キコトヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但其請求書ヲ債務者ニ豫メ提示スルコトヲ要ス

民再七ノ九八

ス

質物ノ價額カ債務ヲ超ユル場合ニ於テハ質取債權者ハ債務者ニ其超過額ヲ辨償スルコトヲ要ス

本條ハ原按ニ決ス

第千百十八條朗讀ス

第千百十八條 總テ動産質契約ノ約款又ハ債務滿期前ノ合意ニシテ債權者ニ其債權ノ全部又ハ一分ニ付キ辨濟ノ爲メ裁判上ノ評價ナクシテ流質ヲ許スモノハ當然無効タリ

本條ノ禁止ヲ犯ス爲メ債務者カ債權者ニ爲シタル受戻約款附ノ賣買其他ノ合意ハ之ヲ無効ト宣告スルコトヲ得

本條ニ定メタル無効ハ質取債權者ヨリ之ヲ申立ツルコトヲ得スシテ債務者又ハ其承繼人ノミ之ヲ申立ツルコトヲ得

(元尾崎) 流質ハナランカ質屋ハ皆之レダロウ

(栗塚) 質屋ハ特別規則ニ依ルト云フ御議定デ御座イマス

本條ハ原案ニ決ス

第千百十九條朗讀ス

第千百十九條 質物カ質取債權者ノ方ニ存スル事實ノミニテハ
其債務ノ免責時効ノ成就ヲ停止セス

(南部) 之ハ未定ダ

(村田) 吾國ノ例ヲ調ベルトアル

(栗塚) 之ハ起案者ニ質問中デ御座イマス

本條ハ起案者ニ質問中ニ付キ未定ニ決ス

第千百二十條朗讀ス

第千百二十條 質物ノ占有ハ常ニ容假ノ占有ニシテ其占有ノ繼
續期ノ如何ニ拘ハラヌ又債務カ辨濟又ハ其他ノ方法ニテ消滅
シタル後ト雖モ質取債權者ハ得取時効ヲ申立ツルコトヲ得ス

民再七ノ九九

然レトモ第百九十七條ニ定メタル二箇ノ場合ニ於テハ容假タ
ルコトハ止ム

本條ハ原案ニ決ス

于時午後二時五分閉會

民再七ノ一〇〇

民法擔保篇再調査案議事筆記第廿八回 自第千百二十一條
至第千百三十一條

明治廿一年十一月卅日午前九時三十分開會

(笑作) 遣リマシヨウ

第千百二十一條朗讀ス

第三章 不動産質

第一節 不動産質ノ目的、性質及ヒ組成

第千百二十一條 不動産質契約ハ不動産質債權者ニ他ノ總債權者ヨリ先ニ其不動産ノ果實及ヒ入額ヲ收取スルノ權利ヲ付與ス

債務ノ期限ニ至レハ債權者抵當權アル債權者ノ權利ヲ行フ其期限ハ三十年ヲ超過スルコトヲ得ス之ニ過クル場合ニ於テハ當然三十年ニ減縮ス其期限ハ縱令之ヲ延期スルモ前後通算シテ三十年ヲ超過スルコトヲ得ス

(栗塚) 不動産質ハ一旦議場デ議決ニナツタ後チ更ニ書キ替ヘテ
参ツタノデ換ヘテ参ツタト申スゼウ酷イ違イデハ御座イマセンガ
此千百二十一條カラ不動産質丈ケノ間ニ數箇條直シテ参ツタノテ
ス因テ議場デ換ツテ居案トハ初メニ議決ニナツタトキトハ違ツテ
居ル所モ御座イマシヨウカラ此民法草案第三十六回改正ト紫字デ
参ツタコトガアリマシヨウ初メ其レニ基イテ議決ニナツタノトニ
基イテ再調査ヲシタノテ依テ尤モ關點ガ打ツテアリマスガ酷イ相
違ガアル様ニ御覺デシヨウガ其相違ハ起案者ノ方カラ言ヒ出シテ
参ツタノデ御座リマス

(清岡) 第三項ノ「場合」ト云フノハ「トキ」ト改メテアリマス
ガ何ウ云フモノデアリマスカ

(南部) 改マツテ居リマス
(清岡) 二十年トシテガ三十年トナツタノテスカ

(栗塚) 左様デス

(松岡) 之ハ論ノ上ニシタノデアリマス

(栗塚) 小作人ナゾノ權衡デ三十年ニナツタノデアリマス

(松岡) 三十年過キタトテ永小作ニスルト云フノデアリマセン

(村田) 三十年ヨリ往カシカノダ

(松岡) 随分永イ

(南部) 永イ方ガ宜シイ

(村田) 其期限ハデ分リマシヨウカ抵當權アル債權者權利ヲ行フ
ト云フカラシテ權利ダカラ期限ハト云フト或ハ抵當ノ方ニ這入ル
ト見ハセンカ

(南部) 上ニ其期限ハ債務期限トアリマス

(村田) 三項目ニ期限ト云フト動産質ノ期限トハ見ヘマセン

(松岡) 外ニアリマスカ

(村田) 抵當權が生スルト云フノデシヨウ

(松岡) 抵當權が生ズルトソレカラ期限カ起ルテハアリマセン

(村田) ケレトモソウ見ヘハセンカ

(南部) ソレハアリマセン

(箕作) 抵當權アル債權者ト云フノハ引合ニ出シタノデアリマシ

ヨウ

(松岡) 他國ノ話ヲ持込ムカラ往カンノデ日本デハ「アンチクレ

ーズ」ハナイカラ質權ハ難ト云フトキハ賣ツテ取ルノガ當リ前デ

アリマス一向其處ニ懸念ハアリマスマイ

(村田) 其期限ガ分ルカ知ラン

(南部) 債務ノ期限デス

(箕作) 疑ヒハアリマセン

(松岡) 「總」ト云フ字ハ後トカラ入レタノデアリマス

民再七ノ一〇二

(村田) 元トハナカツタカ入レタ方ガ宜シイ

(南部) 改正案デ入レタノデス

(松岡) 入ラン字デアリマス「總」ト云ツテモ他ニ優先權ヲ持ツ

テ居ツタラソウハ往カンカラノ債權者デ差問ヘナイ後チ々「總」

ノ字チ一々入レル譯ケニハ往キマスマイ

(栗塚) 初メナイモノヲ熊々入レテ來タノデアリマス

(箕作) 前後通算シテト云フノハ何ウ云フモノカ縱令ヒ之ヲ延期

スルモノカ

(南部) 延期シテモ初メカラ期限ハ之ヲ伸長スルコトヲ得スト元

トアツタノデアリマス

(大尾崎) 三十年ハエライ

(南部) 三十年ハ越ユルコトハ出來ンノデス短イハ餘リ良クハナ

イ

(大尾崎) 三十年ト云フノハ殆ント賣タヨウナモノデス

(栗塚) 三十年ト云フハ極ク先キノ話デ一二三年テモ宜シイ、何所マテカナレハ三十年テ、其代リソレカラ先キハ延スコトハ出來ヌノデアリマス

(村田) 三十年マテハ五六年テモ延ハサル、ノテスネ

(栗塚) 左様テス

(清岡) 今日取戻シテ明日入レルト云フモ仕様ガナイノダネ

(大尾崎) ドウモ仕方ハアリマスマイ

(清岡) 恰ト永小作カ三十年トナツタカラ彼レト釣り合フノダロ

ウ

(南部) 三十年トシテ害ハナイ

(大尾崎) 良シイ

本條ハ原案ニ決ス

第一千二百二十二條朗讀ス

第一千二百二十二條 不動産質ハ債務者ノ爲メ第三者ヨリ之ヲ設定スルコトヲ得其不動産質ハ債務者ト設定者トノ間ニ於テハ動産質ノ爲メ第一千二百二條ニ定メタル効力ヲ生ス

本條ハ原案ニ決ス

第一千二百二十三條朗讀ス

第一千二百二十三條 不動産質ハ第一千二百三條及ヒ第一千二百四條ニ從ヒ抵當ト爲スコトヲ得ヘキ權利ノ上ニ非サレハ之ヲ設定スルコトヲ得ス

其他設定者ハ質ト爲シタル物件又ハ權利ノ收益權ヲ自ラ有スルコトヲ要ス其質ハ如何ナル場合ニ於テモ其收益權ノ繼續期ヲ超過スルコトヲ得ス

不動産質設定ノ爲メニ要スル能力ハ第一千二百十五條及第一千二

百十六條ニ定メタル抵當設定ノ能力ト同一ナリ

(村田) 千二十四條ハ使用住居權ハ差押フルコトヲ得サルモノハ抵當ト爲スコトヲ得スタガ之ニ引テ來タノハトウ云フモノカ反對ノコトカ出ヤセンカ

(栗塚) 彼所ヲ禁シテ居ルモノト云フノデス

(箕作) 千二百三條ハ行テ論モアルガ、從ヒダカラ宜シイテハアリマセンカ

(村田) 四條ハ抵當ト爲スコトヲ得スダカラネ

(南部) 比較シテ見ナケレハナラン

(栗塚) 併シナカラ彼レヲ除クノ外ハ皆出來ルト云フノダカラ良シイデシヨウ

(村田) 彼レハ私ノ思フノハ二百三條ニアリマスノデ千二百四條ヲ引タノハ分ラン

民再七ノ一〇四

(栗塚) 斯ウ云フ風ニ讀タラ良シイタ二百四條ノ例外ヲ設ケテアル千二百三條從ヒト云フノテアリマス

(村田) ソウ見ルモノハナイ

(南部) 千二百四條ノ但書ヲ御覽ナサイ許シテアツタラ往クト云フニナルカラ許サ、ルトキハ往カンガ許シタ場合ハ往クト云フノデアリマスカラ裏カラ見テ、アリマス

(村田) ソレハ要用デナイ

(松岡) 千二百三條ハドウ云フモノカ出來ルト云フノデ二百四條ハドウ云フモノガ出來ヌト云フノデケレトモ爲スコトヲ得ヘキハ、得ラル、モノト得ラレンモノト謂ハント分ランネ

(栗塚) 左様デス

(箕作) 物權ト云フ字ハ「物件」ト云フ字ニ換ヘタノデスカ

(栗塚) 仰シヤル通りデス

(松岡) 物、テ良イノダネ

(南部) 件、ノ字ハ除クヨウ、原書カ違イマスカ

(箕作) 違イハセン

(南部) ソレテハ刪ロウ

(箕作) ソレテハ「件」ト云フ字ハ刪リマス

(松岡) 權利ノ收益ト云フハ用益權ノヨウナモノヲ求得カ

(南部) 左様デス

(松岡) 有形物無形物ノ質ヲ云フトソコデ、雲助ガ博奕ニ負ケル
ト草鞋ヲ穿レト云フコトヲ入レルカ、アレハ權ヲ云フノテ草鞋ヲ
置クノデハナイネ

(村田) 草鞋ヲ穿カント云フハ不細工ノ方ダ

(箕作) 物ト云フ權利ト云フモ一ツコトヲ云フノダロウ

(栗塚) 用收權ヲ質ニ置クノデス

(松岡) ニツニ書クト工合カ悪イ物ト權利ト書分ケテヤツタラ再
調査テ刪テ權ト云フノカ殘タノダカラ此所デニツ立ルトアハヌ

(箕作) 一項ニハ權利トノミアリマスネ矢張其事デスネ物即チ權
利財産即チ權利ダ

(松岡) 此收益ハ權利ノ收益ト讀メルネ

(箕作) 即チソウナノテシヨウ併シ何方カ入ラント云ヘハ入ラン
テシヨウ

(栗塚) 所有權ヲ質ニ置クノモ權利ヲ置クノデ物ヲ置クノデハナ
イ財産ハ權利ナリト云フ原則カラ云フトソレデス併シナカラ普通
チ云フト家ヲ質ニ置クト家ノ上ニ有スル權ヲ置クトハ云ハン家ノ
收益權ヲ持テ居ナケレハナラン地面ノ收益權ヲ以テ居ナケレハナ
ラン併シナカラ家地面ノ所有權ヲ質ニ置クト云フノデス
(松岡) ソウスルト假令ハ所有權ハ質ニ置ケンカ

(栗塚) 千二十三條ニアリマス

(大尾崎) 所有權ハ入レテモ取り入カナイ

(松岡) ヒドイ地面ヲ賣テ置ク收益ハナイカ幾年ノ後元根デ取レ
ルト云フノモアリマス

(栗塚) 千二百三條ニ是等ノ權利ヲ支分シタ上ニモ設定スルコト
ヲ得トアリマス

(松岡) 收益權ト云フノハオカシクハナイカ此處デハ所有者ハ收
益權ガナイ收益權ヲ人ニ與ヘテアリマスカラ支分權トナルノデ其
レデ別ニ書ツテ居ルノデハナイカ

(南部) 原書ハ收益權ヲ自カラ有スルデスカ

(箕作) ソウデハナイ

(松岡) 權利ノ收益權ハ入ラン様ニナル支分權ヲ得テ居ル用益者
ノ如キハ用益權計リ持テ居ル

(栗塚) 權利ト云フタノハ物即チ權利ト云フ工合デ矢張り收益權
デモデ、此權利ト云フノハ支分權ノ上チ指スノデハナイ矢張質ト
ナシタモノ、收益權ヲ自カラ有スノデアリマス

(南部) 物ノ收益權デ良イデハナイ

(栗塚) 千二百四條ノ下ハ物ト計リデ宜シイ其他設定者ハ質トナ
シタル物ノ收益權ヲ自カラ有スデ宜シイ

(松岡) スルト物デモ收益ハ自カラ有スト云フト所有者ハ出來ン
トナリハセンカ如何ニモ主義ガ頗ル六ヶ敷イ

(栗塚) 抵當トシテハ餘程違イマス

(南部) 所有權ノ收益ガナケレバ有スルコトヲ要スト云ツテモ其
レハ遁入ランモノデシヨウ

(栗塚) 出來ナイ結果ニ爲リハセンカ

(南部) 千二百三條ニ出來ルト云ツテ居リマス

(栗塚) 次ノ項ニ收益權ヲ自カラ有ストアルト恰度出來ント同ジ
ニナリハセンカ

(南部) ソウハナラン

(松岡) 設定者ハ何カト云フノデハナイ今云フ様ナ意味ナラ所有
者ハ出來ン様ニ爲ル

(栗塚) 物又權利ト云フ物ト云フハ完全ナ所有權ヲ云フ權利ト云
フノハ支分權ヲ指スモノデハナイト思フ物即チ權利ト云フ意味デ
アリマス

(松岡) 註ニハ設定者ハ收益權ト占有權ヲ處分スルコトヲ要スト
アリマス且物ハ抵當トセラル可キヲ要スルカ

(箕作) 原案者ハ所有權ナソハ不動産質ニサセナイト云フノダロ
ウ

(栗塚) 左様デス

民再七ノ一〇七

(箕作) 一項ノ二百三、四條ノ抵當ニ出來ルモノデナケレバ設定
ハ出來ント其レカラ又斯ウ云フモノデナケレバナラント制限シタ
様ニ思ハレル

(松岡) ソウ思ハル、果シテ其レナレバ權利ト云フノト物ト云フ
ノトハ並ベテ置カント往カン

(南部) 元トノ權利ノ上ニ關係ハナイ

(村田) 不動産ナレバ自分デ處分權ヲ有スルモノテナケレバ往カ
ンカラ其處分ヲ言ツタモノデシヨウ

(箕作) 此註ハ誠ニ愚註デアリマス

(栗塚) 左様一項デハ抵當ト爲シ得ル物ハ質ト爲スコトガ出來ル
ト言ツテ二項ニ收益ヲ自ラ有スルモノデナケレバナラント云フ以
上ハ且不動産質モサセルコトガ出來ント云フ説キ明シカ出來ソウ
デス

(松岡) 抵當ノ場合デハ出來ルデシヨウ

(栗塚) 左様デス

(松岡) 質權ニハ收益ヲサセルガ六ヶ敷イダカラ收益權ヲ他ニ遣テ質借シテ置タトカ用益權ニ附シタト云フト設計リデアリマスカラソウスルト質ハ出來ントシナケレバナラン

(大尾崎) ソウ見テ仕舞ヘハ宜シイ所有ハ往カント云フナレバ宜シイ米實ノナイモノヲ質ニ取ルモノハ減多ニアリマスマイ

(箕作) スルト初メノ考ヘトハ違ツテ居ツタノテ「アンチイレール」ニ入レルト思タガソウデナイ又一ツ制限シテアルノデス

(栗塚) 理窟上制限スルノガ當リ前デシヨウ

(松岡) 日本ノ人が質ヲ設ケル心ハ私ガ貸長屋ヲ以テ借家人ニ米實ガアルモ其レヲ質ニ入レルコトハ出來ンカ

(南部) 家ノ質物ハアリマセン皆ナ抵當デス家ヤ宅地ハ質デハア

リマセン

(松岡) 家ニシテモ收益權ヲ向フヘ持タスレバ出來ルデシヨウ

(南部) ソウデス

(松岡) スルト物ノ處分權ヲ以テ收益權ヲシナケレハナリマセンカ又收益權ヲ以テ居レハ處分權ハナクツテモ出來ルト見ナケレバナリマセン

(箕作) 收益權ヲ持テ居ルモノナラ出來ル

(村田) 收益權ガアリサヘスレバ宜シイ

(松岡) 前項ハ後項ト餘程分リ悪イ質ニ付テ斯ウ云フ事例ガ我々ハアンマリ無カツタノデアリマス

(南部) 動産質ハ收益權ガアルデシヨウ

(大尾崎) 左様デス

(箕作) 其他ト云フ字ヲ餘程能フ見ナケレバナリマセン

(松岡) 要ス其質ハ如何ナル上ニ於テモ收益權ノ繼續期ヲ超過スル得スト爲ルト所有者ヲ離レテ用益者質貸者ニ計リテ言ツタノデアリマシヨウ

(大尾崎) 左様

(箕作) ダカラ註ヲ見ルト動産質ヲ取ツタモノハ不動産ヲ又質ニ置クト云フコトガ

(南部) 實地ニハナイダロウ

(松岡) 物ノ收益權ハト云ツテ置キマス

(栗塚) 俗ニ分ルノハ物ト云ツテ置ケバ宜シイ

(松岡) 物ノ收益權ヲ自ラ有スルノテ何方ニシテモ自カラ收益ヲ有スルト云フノデ權利ノ收益權ト云フノハ分ラン

(箕作) 權利ノ收益權ニハ違イナイ財産即チ權利デアリマス

(松岡) 分ラン質トナシタルモノ、收益權ト云ツタラ宜シイ

(村田) ソウハ往ケマセン

(南部) 物即チ權利ダケレトモ種カナラン權利ノ方ガ宜シカロウ

(松岡) 二項目ハ質トナシタル權利ノ收益權ト云ツタラ分ラン

(南部) 質トナシタルハ權利ノ上デナケレバナラント前項ニ云ツテ居ル其質トシタ權利ノ收益ハ自カラ有セナケレバナラント云フノテ物ト遺ルト二十六條ノ質ト爲シタル收益權モ隨分珍ラシイ

(箕作) 權利ト物ト云フコトハ「ボアソナード」先生無茶苦茶デス

(栗塚) 左様デス

(箕作) 千百二十一條ノ定義ニ動産質債權者云々其動産ノ菓實ノ入額ト云ツテ仕舞ツタカラアノコトデ何ウモ工合ガ悪イノデス

(松岡) 不動産デ往クカ

(箕作) ソウスルト用收權ハ即チ不動産ト言ハナケレバナリマセ

ン

(村田) 此儘デ宜カロウ

(栗塚) 物即チ權利ト云ツテ置ケバ宜シイ

(南部) 刪ルナラ權利ヲ置テ物ヲ刪ツテ宜シイ

(清岡) 一項カラ直シマシヨウ

(松岡) 一項ハ設定者ニ屬ス不動産權利ノ上ニ非サレバト有ツタ

ノデ如何ナル權利ノ上デハナカツタ

(箕作) ソウデス

(清岡) ソレガアレバ分リ宜シイガ只權利上ト云ツテハ分ラン

(南部) 修正ハ不動産ト云フ字ハ刪ツタノデス

(栗塚) 權利ト遣レバ宜イノデシヨウ

(松岡) 不動産質ト云フ題ダカラ不動産ト云フ方ハ分リ良イ

(栗塚) 物又ハ權利ト云フノチ入レテ來タノデアリマス

民再七ノ一〇

(大尾崎) 之ハ置イテハドウデスカ

(南部) 宜シウ御座イマス

(松岡) 上ノ方ハ宜シイカ實ハ讀ンテ見ルト随分分リ悪イダロウ

(村田) 物ニ計リシテモ權利計リニシテモ足りナイ様ニ思フ

(南部) 物又ハト云フ字ヲ刪ツテハ何ウカ

(清岡) 物ノ収益權利ノ収益ハ分リマセン

(栗塚) 物計リニシテハ何ウカ

(南部) 修正スルナラソウシヨウ

(村田) 刪ル位ナラ質カラ權利ノマデヲ刪ツテ設定者自カラ収益

權ヲ有スト云ツテ宜シイ

(箕作) ソレハ分ラン

(松岡) 元トノデ見ルト不動産ノ所有者タルモノ云々トアル少ク

トモ動産質權ニ均シキ収益物權ヲ有スルモノト云フコトヲ入レテ

來タカ何ウモ此處デハ外ノ事ハ言ハズ如何ナル權利ト云フノモ分
リ悪イコトデハナイカ知ラン

(南部) ソレテハ元ノ通りニ置クヨリ仕方ガナイ

(清岡) 物ト仕様デハナイカ

(村田) 設定者ガ質物ノ收益權ヲ自カラ有スト云ツテハ如何

(南部) ソレハ往カン

(栗塚) 民法デ言フト權利ノ方カ廣イ

(元尾崎) 設定者ハ質置主カ

(村田) ソウデス

(大尾崎) 設定者ハ兩方デス

(南部) 否ナ取ツタ方デアリマス

(松岡) 質置主デアリマス迷イガナケレバ良イカ所有者モ出來ル
ト見ラレハセンカ

(南部) 物又ハ權利ト云フ字ヲ刪レハ宜シイ

(大尾崎) 設定者ト云フノハ雙方ニ係ル様ニナル此處デハ質取主
ト見ナケレバナラン

(松岡) 置主デス

(栗塚) 之デ置キナスツテ下サイ

(榎村) 之デ往カウ

(笑作) 質トナシタルト云フ字ハ原文ニハアリマセン只物又ハ權
利ノ收益權ヲ有ストアルノデアリマス、質トナサントスルモノ收
益權ヲ有サナケレバナラント云フノデシヨウ

(栗塚) 左様デス

(南部) 「タル」ハ悪イ質トナシデ宜シイ

(村田) 千百二十一條ニ不動産ト云フコトガアリマスカラ分リマ
ス

(栗塚) 質トナスデハ何ウカ

(箕作) 宜シイ

(榎村) 宜シイ

(清岡) 物又ハ權利トモ如何物ト權利ト同シデシヨウカ

(松岡) 違イマス權利ト云フハ收益權賃借權ト云フ方ノ權利ヲ云フノデ物ハ質物ヲ云フノデアリマス

(元尾崎) 質ト爲サントスル物ハガ宜シイ

(松岡) 物ハ刪ラレナイ

(榎村) 質ト爲サントスル物ハガ宜シイ

(南部) 質ト爲ス物ハ收益權ヲ有サナケレハナラント云フノデアリマス

リマス

(村田) 爲シテ後チハ收益權カナイテモ宜イカ

(元尾崎) 既ニ入レタモノチ自分カ取ル様ニ見ヘルカラ爲サント

民再七ノ一二二

スルモノガ宜シイ

(村田) 爲スモノデ宜シイ

(清岡) 解釋ガニツニナリハセンカ

(松岡) 物持チナラ收益權ヲ持ツテ居ル人又賃借權用益權ヲ以テ居ル人ト云フガ權ヲ云フノデ

(清岡) 所有權之事ヲ云フノデハナイカラ其質ト爲スモノダ

(松岡) 物ノ持主ガ直グ遺ルノト持主デナイ權利丈ケ持ツテ居ル

人カスルノトノ話シデス

(栗塚) 左様デス

(松岡) 先ツ斯ウシテ置キマシヨウ爲ス物デ良カロウ

(箕作) ソレデハ先キヘ遣リマシヨウ

本條ハ第二項「質ト爲シタル物件」ヲ「質ト爲ス物」ト改メ

其他原案ニ決ス

第一千二百二十四條朗讀ス

第一千二百二十四條 不動産質力合意上ノモノナルトキハ其質ハ合

意上ノ抵當ノ爲メ第一千二百十一條ニ定メタル公正證書ヲ以テ

スルニ非サレハ當事者ノ間ニ之ヲ設定スルコトヲ得ス

又不動産質ハ第一千二百十八條ニ從ヒ遺言上ノ抵當ノ許サル、

場合ニ於テハ遺言ヲ以テ之ヲ設定スルコトヲ得

不動産質ハ之ヲ證明スル證書又ハ判決書ヲ第三百六十八條第

一號及ヒ第三號ニ從ヒ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ以テ第三

者ニ對抗スルコトヲ得ス

右ノ登記ハ抵當ノ順位ヲ保存スル爲メ記入ニ等シキ効力ヲ有

ス
（村田） 第三項「等シキ」ヲ「同ジク」ト直シタカ「等シキ」ノ

方カ宜シイ

民再七ノ一一三

（栗塚） 再調査デ皆ナ直シテ參ツタノデアリマス

（松岡） 當事者間ニ何ウ云フ譯デ之ガ入ルノカ

（栗塚） 矢張り大事ノ契約タカラト云フ積リデシヨウ

（村田） 公正證書計リデハ往カンノデス

（箕作） 第三者ニ對スルナラ登記ガアル當事者間デモ公正證書カ

ナケレバナラント云フノデス

（槇村） 當事者間テモト云フノデシヨウ

（松岡） 相對デモ私ノ證書デハ濟ンノデスカ

（元尾崎） 今デモ第三者ニ對シテ効ハナイカ相對デハ効ガアルノ

デス

（松岡） 公平ノ考デ相對同士デ私ノ普通證書デ有効ダカ第三者ニ

對シテハ御尤テアリマスガ一体ハドウカネ

（清岡） 往カン

(元尾崎) 私ハソウシテ置キタイ、公證人ノ面前デヤレト云フハドウモ實ニ融通ヲ止メル

(栗塚) 今日ハ公證人ト云フ者ガナイカラデスガ之ヲ置クノハ今日ノ法律デ出來テ居ル置ク旨意ハ何カ一体ソレカラ響クノデ、ソウスルトドウシテモ當事者間デ重大ノ所有權ヲ長イ間人ニ移ス如キハ熱慮ヲ要シタモノト見ルソヨ只金ニ思テ取ラ置イタモノテハナイ此丈ケヤレハ權利モ失フゾヨト云フガ尤モ勝事ダカ知タモノト見ルカ随分知リツ、負ケヤセンカラ慮テ公證人ヲ置タカラデシヨウ、スルト公證人ヲ置イタ旨意カラデシヨウ

(元尾崎) 相對ニシテ置ケバ登記スルト云フハ向ウハ否應ハナイ(村田) 之ハ私杯ノ思フニハ矢張公證人ノ前デヤル方ガ良イト思ヒマス動産質杯ハナンダガ之ハ三十年迄往クノデ期限ノ長イモノデアリマスカラネ

(南部) 今デモ登記スルカラネ即チ登記テ公證サセル

(元尾崎) 公證人ノ面前デ遣ルノハ迎テモ出來マセン今日ノ登記デサヘ融通不便ト言ツテ居リマス

(栗塚) 併シ何方ガ良イカ公證人ハ便利ナ爲メニ設ケマシタノデス其レカラ幼者ヤ百姓達ヲ救フ爲メニ出來タモノト考ヘナケレバナラン

(元尾崎) 救フノハ宜シイガ酷メル様ニナツテ困リマス

(栗塚) 其レハ手續ノ方ガ悪イノデ權利ヲ保護シテ遣ル道ヲ付ケ公證人ヲ置クノデアリマス貴君ノ論ニスルト抑々公證人ヲ置カヌカ良イトナリマス

(元尾崎) ソンナ事ヲ言フト巡查ハ保護ノ爲メ毎日家ヲ見張ラシタラ宜シイガソソナコトハ出來マセン元保護スル爲メナラ不便デモ何レデモシテ遣ルト言フコトハアリマセン

(栗塚) 不便ト云フノハ貴君ノ思想デアリマス

(元尾崎) 思想ガ實際ト適合スレハ宜シイ

(松岡) 争ヒハ暫ク置キ斯ウスレバ物ノ道理ハ立チマス又一方カラ云フト凡ソ契約ハ雙方ニ於テハ法律ニ等シイ力ヲ以テ契約ハ人ノ自由デス併シナカラ他ノ人ニ向テハ公正ノ方式テモナケレバナラント云フトキハ登記或ハ公證人ノ證書ヲ設ケル左モナイデ相對丈ケノ事ハ自由ニ任シテ良イデハナイカト云フニツノ理窟ハ何方ニモアリマス

(箕作) 佛蘭西ノハ證書デ出來ルトアリマス

(南部) 佛蘭西ハ抵當ガナケレハナラントシヨウ抵當ト云フモノハ公正證書デナケレバナラント云ツタ今度不動産質ハ丸テ抵當効力見タ様ダカラ佛蘭西ノト違ツテ佛蘭西ノ通りニ遣ルノナラ公正證書デナケレバナリマセン

(松岡) 質ハ收益權丈ケテ先取權ハナイ先取權ノ持タントキハ何ウカ必ス公證人ニ付キスルカ否ヤ第三者ニ對スルモノナラ登記シナケレバナラント云フノデ第三者ニ對スルトキハ登記シナケレバナラント云ヘバ分ル

(南部) 其レハ違イ登記ノ話テハナイ公正證書ノ話シデアリマス佛蘭西デ不動産質ノ場合ニハ不動産質ハ抵當ト同シク權利ヲ與ヘマスカラダガ處ガ日本ハ舊慣ニ依テ不動産質ニ抵當權同様ノ効力ヲ與ヘタソウシテ見レバ不動産質モ佛蘭西通り往タカラ無論公正證書デナケレハナラント云フ結果ニナリマスナゼ抵當權ヲ與ヘタカ抵當ト云フモノハ公證人ノ作ツタ公正證書デ登記シナケレバナラントシテモ何故カト云ヘバ先取權ヲ與ヘル故ニト云ハナケレバナリマセン

(南部) 事柄ガ重大ナル故デス事ノ重大ナルモノハ公正證書ヲ以

テ記載スル即チ有式契約デナケレバ無効ダトシテ來タノデアリマ
ス有式契約無式契約ニツニ分ケタラスウ云フ理窟ニナリマス
(松岡) 相對間ヲナゼソウ言ハナケレバナランカ
(南部) ソレハ公證人ト云フモノヲ置キ公正證書ヲ作ルトナレハ
各國共ニソウデス

(松岡) 公證人ハアツテモ相對ハ相對デス
(南部) 遺言ヲ登記スルトカ遺言ノ記載ナキトキハ無効トナルト
云フ例ヲ擧ゲレハ色々ニナツテ居ルタカラ公正證書ト云フモノヲ
置ク以上ハ其結果不動産ニモ公正證書ヲ作ルト云フノハ當然デア
リマス

(松岡) 併シナガラ之ヲモト云フ理窟ハ何ウカ
(栗塚) 事柄ガ重大ダカラ、サテ此事柄ハ重大テアルカ否ヤト云
フ問題ニ過キマセン貴君方愛國心ノ餘リニ云フノハ御尤モデアリ

民再七ノ一一六

マス併シナカラ日本ノ不動産質ト云フノハ違フノデアリマス

(松岡) 第三者ニ對スルハ必要デアリマス公正證書デアルハ宜シ
イ併シナガラ相對デ第三者ニ關係ヲ持タル時分ハ私ノ證書デ任シ
テ宜シイ實際上不都合モアリマスマイ

(大尾崎) 我輩ハソウデス

(松岡) 佛蘭西ハ第三者ニ向テ質拂ハ先取權ヲ持タント云フノダ
ロウ

(南部) ソウデハナイ

(松岡) 相對ノ間ハ口約束デハ往カント五十圓以下ハ口約束デモ
出來ルガ動産ハ必ス書面ニ作レト云フガ宜シイ公證書ヲナケレハ
効ガナイト云フト私ノ證書ハ無効ニナルノガ酷イト云フノデ第三
者ニ關係センモノハ法律ガ相對ノ契約ニ効ヲ持タンテハ何ウカ
(栗塚) 一步ヲ御譲リ下サランデシヨウカ五十圓以下ト雖モ事柄

ガ重大ダカラ當事者間デモ證書丈ケハ入用ト云フノデシヨウカ
（松岡） 左様デス其處ガ一步ヲ讓レバ此處マデ置イテト云フモ實
際難義モアリマシヨウ因テ當事者間ノミノ時ハ書面ヲ作レト云フ
丈ケニシテ第三者ニ徃クノハ次ノ様ニナツタラ實際不都合モナク
シテ宜カロウ

（南部） ソレデハ有式契約ト廢ソウト云フ論デシヨウ

（松岡） 高尚ノ理論ハ何ウカ知ランカ法學上カラ云フト日本ニ徃
カル、カ知ランガ強テ主張ハ致シマセンカ有式契約ハ甘ジテ受ケ
ルトシテモ實際ハ何ウカ私ノ證書デ當事者間丈ケハ濟シテ差支ヘ
ハナカロウ

（栗塚） 併シ民法ヲ如何セン國ト民法カ大事カト云フト民法ノ大
事ト言ハナケレバナラン殊ニ依レバ不便カアルカ知レンカ斯シテ
置カント筋道カ立チマセン私ガ松岡サント一致ニナツタラ何レト

云フ説ヲ出スカモ知レマセン

（松岡） 佛蘭西テ質拂ト云フハ第三者ニ向ツテ先取權ヲ與ヘナイ、
與ヘナイカラ勿論登記式モ入ラン其レナラ有式契約ヲ重大ノモノ
ダカラ公證人ノ書面ヲ要スガソレニハ及ハン併シ多少重イモノト
見ルモ宜シイガ書面契デナケレバ徃カンゾ書面ヲ要ス丈ケハ區別
ヲ付ケ様本法ニシテ相對間ニ於テハ區別ハアリマセン

（南部） 貴君ノ説ニスルト抵當ノ時分公正證書ヲ作ルコトハ入り
マセン

（松岡） 相對間ノ抵當ニハ争ヒハナイノデ第三者ニ對シテ初メテ
論ガ起ルノデアリマス相對丈ケハ相對ノ契約ニ任シテ宜シイ

（南部） ソレテハ有式契約ヲ廢ソウト云フ論ニナリマス

（村田） 不動産質ハ三十年デ長イカラ公證人ニ遣ツテ置ケト云フ
ノデアリマス

(元尾崎) 其注意シテ置ケバ宜シイ後ヲ案スルナラ公證人ノ公證
ヲ經テトシテ宜シイ

(村田) ケレトモ法律ニスルト違イマス動産質ハ擲重ナモノテア
リマス

(元尾崎) 無理ニ法律ノ力ヲ以テ強制スルノハ酷イ

(栗塚) 貴君方ニ疑ヒノ起ルノハ公證人ト云フモノハ何ンテ置キ
マシタカ

(元尾崎) 公證人ヲ置ク以上ハソレヲシナイト役ヲセンカ

(松岡) 公證人ヲ置ク大原則ハ法律ヲ強制スル趣意デハナイ双方
確カニ仕様ト思フトキニ拵ヘルガ原則デアリマスダカラ必ズ有式
シテ押付ナケレバソレヲ止メテハ公證人ガ立タント云フモノデナ
イ

(南部) 松岡サンハ公正證書ト登記ト同ジニ見テ御座ルガ其レハ

大變ニ違イマス

(松岡) 其位ハ知ツテ居リマス

(村田) 實ニ年限ノ長イコトヲ考ヘナケレバナリマセン永借權デ
モ年限ノ長イモノハ登記シテ居リマス先キイ往ツテ譯ケガ分ラン
カラ取扱ヒテ擲重ニスルト云フノデアリマス

(栗塚) 有式契約ナドガ行ハル、ト公證人ガ便利ダカラ有式契約
ヲ殖ソウト云フノデアリマス

(元尾崎) 法律ヲ蔽キ込マシテモ人民カ喜ンデ往ク様ニシタイ民
法デ無理ニセヌ様ニシテ欲シイ

(南部) ソウ云フト有式契約ハ入ラン様ニナリマス

(大尾崎) 僅カ田地ヲ置キニ往クニ公證人ヘ往クノハ随分酷イ五
里十里アル處ヘ往カナケレバナラン

(横村) ソレハ酷イ

(元尾崎) 融通ガ止マル

(南部) 公證人ニ遣ツテ貰ヘバ便利カアリマスケレ共其レヲ知ラ
スニ居ルノデアリマシヨウ

(元尾崎) 便利カアレバ強制ナクツテモ心配ハイラン

(榎村) 便利ナラ心配ハ入ラン

(南部) 公正證書ヲ以テシナケレバナラント云フト不動産質抵當
ニ入レル處ヲ保護スル人民ニ便ヲ與ヘ様ト云フ趣意カラ成リ立ツ
タノデ處ガ無式契約トナツテ仕舞フト丸デ原則ガ立タン様ニナリ
マス

(箕作) 諸君ノ論旨ハ盡キマシタ

(村田) 松岡サンノ言フ通りニスルト抵當ハ刪ルノカソレハ困ル

(南部) 契約ニ有式無式カアルト云フアレモ刪ラナケレバナラン
様ニナルソレハ大變デス

(箕作) 婚姻契ハ何ウカ

(栗塚) アレモソウナリマス

(南部) 有式無式契約ガナイ様ニナル

(村田) 三百二十一條ニモアリマスアレモ刪ラナケレバナリマセ
ン

(大尾崎) 有式契約ヲ皆ナ廢ソウト云フコトハ明言ニナイ

(元尾崎) ソンナコトヲ言ツテハ際限ガナイ

(松岡) 私ハ相對ノコトハ證書ヲ以テスルナラハ宜シイト思フ

(榎村) 贊成

(大尾崎) 贊成

(元尾崎) 贊成デス併シ登記ノコトハ何ウカ

(箕作) 之ハ無論入ランタロウ

(北畠) 贊成

(松岡) ソレデハ多數デス

(南部) 概歎ニ堪ヘマセン

(箕作) 其質ハ證書ヲ以テスルニアラサレバトシテ先キヘ送りマシヨウ

本條ハ第一項「其質ハ證書ヲ以テスルニ非サレバ云々」ト改メ其他原案ニ決ス

第千百二十五條朗讀ス

第千百二十五條 登記ス可キ證書又ハ判決書ニハ質ト爲シタル不動産ノ精確ナル指示ノ外元利ノ債權額ヲ記載スルコトヲ要ス

右ノ指示カ不十分ナル場合ニ於テハ既ニ爲シタル登記ノ縁邊ニ補足ノ合意ヲ附記シテ之ヲ補フ然レトモ此附記ハ其日附後ニ非サレハ効力ヲ生セス

民再七ノ一二〇

(元尾崎) 宜シイ

(村田) 然レトモカラ後チガ這入ツタノデスカ

(栗塚) 左様デス

(箕作) 然レトモカラハ無クツテ良イト云エバ無クツテモ良イノデアリマス

(元尾崎) 先ツ往キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第千百二十六條朗讀ス

第千百二十六條 質ト爲シタル物權カ用益權賃借權又ハ永借權ナルトキハ此權利ノ設定證書ノ登記ノ縁邊ニ内質權ヲ附記スルヲ以テ足レリトス

(松岡) 之モ先刻ノ例ニ依ルト「爲ス」デ宜シイ

(榎村) 質ト爲スデス

(南部) 之ハ爲シタルデナケレハナリマセン

(村田) 千二百三條ヲ引テ居リマシヨウ之ハ地上權ト云フモノガ
ナケレバナリマセン

(栗塚) 地上權ハ抵當ニハ出來ルカ收益權ハトシテナモノカ

(村田) 地上權ニ收益ガアリマシヨウ

(栗塚) 家ヲ建テ居ルト云フノデシヨウ

(村田) 自分カ注シテ居ルカ收益ガアルノデス

(栗塚) 所有權ハ還入ルマイト云フ抵當ニハ所有權カ往ケルケレ
トモ此處デセンノハ何ニカ收益ガナイカラデアリマス

(村田) ソレダカラ千二百三條ニモ所有權ト云フモノハ云ツテア
リマセン

(松岡) 地上權ハ收益ノアルトキハ入レテモ良イノタ之ハ制限法
デハナイノデス

(栗塚) 無論デス

(箕作) 不動産ヲ亦轉ジタトキ出來ルダロウ此條ノ通りデ宜シイ
八釜敷云フト其レモ言ハナケレバナラン

(村田) 千二百三條ヲ引テ居リナガラ地上權ト云フモノガナイカ
ラ此處ニ抜クト往カント云フノデアリマス

(栗塚) 地上權ヲ質ニ置イタト想像シテドンナモノカナゼナレバ
家樹木ヲ置カズ地上權丈ケ置クノカ

(村田) 樹木モアリマシヨウ私ガ山林ヲバ貴君ニ質ニ入レルノデ
(栗塚) 家ヲ置キマスレバ即チ地上權ガ還入ツテ居ルノデ地上權
ノミ置ク場合ハ出様ハアリマセン

(村田) 抵當ニ還入ツテ居リマス

(栗塚) 抵當ニハ還入ル

(村田) 抵當ニ出來ルモノハ即チ出來ルノダロウ地上權ニハ土地

チ入レルコトハナイ地上ニ於テ完全ニ所有シテ居ルカラ樹木丈ケ
デス

(栗塚) 其木其家ヲ置ケバ地上權ヲ置イタコトニナルダロウナゼ
ソウ云フモノガアツタラドウ云モノデ支配スルカト云ヘバ質トナ
スモノデ往ケル

(村田) 地上權ニハ限リガアリマスカラ地上權ハ地上權デナケレ
バナリマセン

(栗塚) 家ノ續ク限リト云ツテ居リマス

(村田) 左様

(松岡) 私カ思フニ無論出來ルナラ此儘テ宜シイ

(栗塚) 私ハ出來ルト思フ何處デ出來ルト云フニ例ヲ設ケタモノ
デアリマス

(南部) 千百二十三條ニ不動産ハ云々トアリマス其所デ此處ニ抵

民再七ノ一二二

當ハ素ヨリ出來ン從テ質ノ上ニ質ハ素ヨリ出來マセン

(松岡) 法律解釋ハ矢張り出來ルト見ルノデス

(南部) ソウハ往ケマセン千百二十三、四條ニ從ヒトアルカラ其
時抵當ニ又抵當ハ出來マセン話シデス

(元尾崎) 今日民間デモ遣ツテ居ル

(南部) アリマスマイ

(元尾崎) 之ハ怪カラン銀行ナゾハ皆ナ遣ツテ居リマス先生方ハ
知ランノデ地面ヲ抵當ニ取ツテ其レヲ又抵當トシテ居リマス

(南部) 登記所ニ廻シタモノハ御座リマセン

(元尾崎) 登記所ニハナイカモ知レマセン

(南部) 抵當ニナツタモノヲ又抵當ニシテハ治マリカ付キマセン

(箕作) 注デハ自分ノ質取品ヲ「アンチクレーズ」ニ置イテ他ヘ
賣ルコトカ書イテアリマス

(松岡) 上ノ定義ニ於テ收益權ヲ自カチ有スルモノハ繼續期ノ間
讓ルコトガ出來ルトアル彼處カラ言フト出來ルト言ハナケレバナ
リマセン解シ方ハ分ラン制限シタト云ヘバ往ケナクナル類例ヲ示
スナラ往ケル

(南部) 類例ヲ示シタモノハ違イナイ此處ニハ關係ハナイ只千百
二十三、四條ニ從ヒトアルカラ彼處カラ引クト抵當ニハ抵當ハ出
來ント云フ其丈ケノ話シデ此處ニハ論ハ御座イマセン之ハ聞イテ
見テモ宜シイ

(栗塚) 聞イテ見マシヨウ併シ出來ルトシカ見ヘナイ

(箕作) ソレテ聞クコトニシテ先キヘ往キマシヨウ

本條ハ「爲シタル」ヲ「爲ス」ト改メ其他原案ニ決シ尙ホ地
上權ノコトハ起案者ニ質問スルコトニ決ス

第千百二十七條朗讀ス

民再七ノ一二三

第千百二十七條 質取債權者ハ右ノ外動産質ニ關シ第千百七條
ニ記載シタル如ク其債權ヲ擔保スル不動産ノ現實ニ占有ヲ得
且之ヲ保存スルコトヲ要ス

(箕作) 右ノ外ト云フノハ

(村田) 今言ツタ外デス

(栗塚) 之ヲ保存スルハ何レデアリマシヨウカ

(村田) 保存デ良イ積リデス

(松岡) 占有スルコトヲ要スデアツタガドウシテ刪リマシタカ

(栗塚) 議場デハ占有スルコトヲ要スト遣リマシタ占有ヲ得テ自
分デ占有センナラ抵當ヲ保存シテ置カナケレバナラン

(松岡) 自分ガスルモ他人カスルニ及バント云フノデアツタガ占
有ヲ自カラスルモ且之ヲ保存シタルニ非サレバト云フノガ元トア
リマシタ

(箕作) 保存ト云フノハ自分デヤラナイト云意味ハナイ繼續ハ千
百七條ニアルト同ジタロウ

(栗塚) 左様デス

(松岡) 占有スルコトヲ要ステ良シイノデ全体百七條テモ決シタ
ル繼續ハ悪イノデス

(元尾崎) 七條ニ記載シタルトアルカラ良シイ

(栗塚) 記載シタル如ク擔保スル不動産ヲ現實ニテ良シイ

(南部) 元トノ通りデ良シイ

(村田) 權利ト云フ字ヲ入レヨウ

(松岡) 不動産又ハ權利ノデ良シイ

(栗塚) 千百七條ニ有體ナル質物ヲ現實ニハ即チ動産ヲ現實ニ占
有スル意味ニアリマスカラ此所ハ動産ヲ云ヘハ良イト云フ意味デ
ス

民再七ノ一二四

(元尾崎) 權利ト云フ字ハ入ランヨウデス

(栗塚) 權利トカ物トカ云フハ前ニアリマスカラ宜シイデシヨウ

(元尾崎) 良シイ

(榎村) 良シイ

(箕作) ナクトモ良イテシヨウ原案テ置イテハ如何

(元尾崎) 不動産ヲ現實ニ占有スルコトヲ要ス、テ良シイ

(松岡) 良シイ

(榎村) 良シイ

本條ハ「其債權ヲ擔保スル不動産ヲ現實ニ占有スルコトヲ要
ス」ト改メ其他原案ニ決ス

第千百二十八條朗讀ス

第千百二十八條 不動産質ハ動産質ニ關シ第千百十條ニ記載シ
タル如ク働方及ヒ受方ニテ不可分タリ

本條ハ原案ニ決ス

第一千二百二十九條朗讀ス

第一千二百二十九條 質取債權者ハ其債權ノ擔保ノ爲メ受取リタル
不動産ヲ第二百二十六條乃至第二百二十九條ニ規定シタル制限ニ
從ヒ質貸スルコトヲ得但反對ノ合意アルトキハ此限ニ在ラス
又不動産質債權者ハ其不動産又ハ權利ヲ自己ノ權利ノ繼續期
間ニ限り動産質ニ關シ第一千二百十二條ニ記載シタル如ク自己ノ
責任ヲ以テ其不動産質ヲ讓渡スルコトヲ得

(松岡) 質權ノミ讓渡スコトニスレバ千百二十六條ノハ質問スル
ニモ及バンノデ質ヲ賣渡スカラ向フノ人ガスルノデシヨウ

(箕作) 左様此處ヲ分ツタノデアリマス

(栗塚) 此所ハ讓渡スコトヲ要スト致シマシヨウ

(松岡) 質契約ノ期間ニ限ツテ出來ルト云フト質契約ヨリ過ギラ

民再七ノ一二五

レナイ

(村田) 期間計リデハナイ

(栗塚) 之ハ皆ナサンニ恐入りマシタガ不細工ナ再調査案デアリ
マシタ其不動産ト云フ字ヲ刪ラナケレバナリマセン

(松岡) 議場デ入レタモノヲ刪ツテハ分ラン

(栗塚) 起案者ガ直シテ參ツタ通り提出シタノデス

(松岡) 起案者ハ前カラ入レナカツタノデ

(栗塚) 直シマシタガ第二百二十九條ニ規定シタル制限ニ從ヒ且質
契約ノ期間ニ限り質貸スルコトヲ得ト遣リマシタ

(松岡) ソレハ力ガアルノデ入レル方ガ宜シイ

(村田) 入レル方ガ宜シイ

(栗塚) 之ハ成程此條ヲ替ヘテ來タカラ置キ替ヘタト云フノデ議
場デ遁入タノハ我々ハ氣力付カンノテ

(松岡) ソウデシヨウ入レサヘスレバ宜シイ

(元尾崎) 二十九條ニ三年トカ五年トカ云フハ仕様カナイト云フノ論デアツタ其レテ往カント云フノデ入レタノデス

(箕作) ソレデハ入レテ置ク

(栗塚) 「且質契約ノ期間ニ限り」ト入レマス

(南部) 初メノ契約ノ期間ヲ守テ居レハ差支ナイ

(箕作) 入レテ宜シイ

本條ハ第一項「制限ニ從ヒ」ノ下へ「且質契約ノ期間ニ限り」ノ數字ヲ加へ第二項「其不動産又ハ權利ヲ」ノ數字ヲ刪リ「讓渡スルコトヲ得」ト有ルヲ「讓渡スコトヲ要ス」ト改メ其他

原案ニ決ス

第千百三十條朗讀ス

第千百三十條 質取債權者ハ租稅其他毎年ノ公課ヲ負擔ス

民再七ノ一二六

質取債權者ハ保持ノ修繕及ヒ必要且急迫ナル大修繕ヲ爲スノ責ニ任ス若シ之ニ違フトキハ損害賠償ヲ負擔ス但此大修繕ノ費用ハ債務者之ヲ償還ス

(村田) 保持修繕ト云フノハ皆ナ小修繕トナシマシタ

(松岡) 小修繕デ宜シイ

(箕作) 保持ト云ツテモ分ラン大修繕ガアツテ其裏ハ小修繕ト見ルヨリ外ハナイ

本條ハ「保持修繕」ヲ「小修繕」ト改メ其他原案ニ決ス

第千百三十一條朗讀ス

第千百三十一條 質カ建物宅地ニ存スルトキハ債權者ハ自ラ之ヲ領スルト之ヲ質貸スルトヲ問ハス其借賃ヲ自己ノ債權ノ利息ニ充當シ又超過額アルトキハ附隨ニテ又ハ債權カ利息ヲ生セサルトキハ全部ニテ元本ニ充當ス質カ田畑山林ニ存スルト

キハ當事者ノ間ニ於テ果實ト利息トハ計算ヲ爲サス相殺シタ
リト看做ス但反對ノ合意アルトキ又他ノ債權者ニ對シ又ハ利
息ノ法律上ノ制限ニ付キ顯著ナル詐害アルトキハ此限ニ在ラ
ス

借賃又ハ果實ヲ利息ニ充當スルニハ毎年ノ公課及ヒ保持管理
栽培ノ費用ヲ扣除シタル純益價額ニ付テ之ヲ爲スモノトス

(村田) 領スルト云フハオカシイ

(栗塚) 自分住ンデ居ルト云フノデアリマス

(箕作) 領收デモ往カンカ占有ト見違イサヘスレハ宜シイ

(元尾崎) 占領カ宜シイ

(松岡) 私ハ大体カ何ウ云フモノカト思ヒマスガ同シ賃物ト雖ト
モ宅地ヲ賃ニ入レタラ賃取主ハ何ウスルカト云フト地面ヲ先ツ賃
賃ヲ積ンデソウシテ賃シタ金ノ利息ニ賃賃ヲ引當テ建物デモ土地

民再七ノ一二七

デモネ、ソレト利息ト賃金ノ利息ト地面家ナリノ賃ヲ差引見ルソ
ウシテ餘ルモノハ元金ニ入レ利息ガナイモノナラ元金ニ入レルソ
レカラ畑山林ナラ今日ノ通りダカラ無論言迄ハナイガ年々上ルモ
ノハ一向差引勘定ニ及バン約束通り終リニ元利ヲ持テ往キサヘス
レハ戻スノデ幾等取ルモ構ハント二項目ニナルノデシヨウソレハ
町ニアル屋敷地面ヤ建物ハ賃金ト家賃ノ上リ高賃借高ト差引カナ
ケレバナリマセン然ルニ田舎ノ方ニハ其差引勘定ハナイ日本全國
今迄賃地ハ収益ト元金ト利息ノ差引キ様ハシナイ之ヲ差引ク様ニ
スレバ實ニ繁雜ニ堪ヘン話シデス

(箕作) 起案者カ巧ミニヤツタ積リデアリマス

(南部) 巧ミニミナラス田畑ノ事ハ仕方ガナイト云ツテヤツテソ
レデハ斯ウ仕様ト折合ヲ付ケタノデアリマス

(栗塚) 此事丈ケハ起案者ニ言ツタラ申ス日本ノ賃規則ヲ反譯シ

テヤツタスルトアノ中ニ建物ガナイ日本デ建物ハ何ウシテ居ルカ
ト云フ建物ノ法律ハナイ地所質入書入ト云フノデ建物ハ抵當丈ケ
デ質入ハアリマセンソナラバ此一体不動産質ハ日本ノ不動産質
ト云フノハ收獲ノ賣買見タイナモノデ論カ詰ツタノデソレデ家ヲ
質入シテ他人カ住ンデ居ルハナイガケレトモ矢張り不動産質タカ
ラ置イテ良カロウソレナラ最モ少ナイモノダカラ佛蘭西流義ノ差
引勘定ヲ付ケルモ宜イケレトモ日本ニ今日遺ツテ居ル地所書入質
入規則ニ傷ケテハ困ルト云フノデ日本法律ヲ反譯シテ吳レト云フ
ノデ反譯シテ遺ツタラ地所質入規則ニ背カント云フノデ歴史付キ
デアリマス

(大尾崎) スウシテモ宜カロウ

(元尾崎) 之デ宜シイ之ハ注文シテ斯ウナツタノデアリマシヨウ

(南部) 左様デス

(松岡) ソレデハ止ノマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

于時正午十二時閉會

但午後商法ノ議事ニ移ル

另再予、一二八

民再七、一二九

民法擔保篇再調查案議事筆記第廿九回 自第千百三十二條至第千百七十四條

民法擔保篇再調査案議事筆記第廿九回 自第千百三十二條 至第千百七十四條

明治二十一年十二月三日午前第九時四十分開會

(委員長) 始ノマシヨウ

第千百三十二條朗讀ス

第千百三十二條 質取債權者ハ如何ナル反對ノ合意アルニ拘ハ
ラス常ニ己レノ爲メ負擔重キニ過タルト見ユル收益權ヲ將來
ニ向テ拋棄シ抵當權ノミチ存スルコトヲ得然レトモ適當ニ時
期ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

(梁塚) 之ハ不動産質ヲ質ニ取ツテ置キナガラ收益丈ケハスマイ
カラ抵當權ハ抵當權丈ケニシ置クト云フガ餘リ質取債權者ノ利益
ノミ見テ實際不都合ハアリハセンカト質問シテ遣リマシタガ其返
答モ參リマシタガマダ反譯ニナツテ居リマセンカラ明日ノ會議ニ
申上ゲマス併シ之デ宜シイト云フコトナラバ此儘デ御座イマス

削除ノ
意ニテ
質問

(元尾崎) 負擔重キニ過グルト云フノハ如何

(栗塚) 不動産質ヲ以テ居ルト税ガ酷ク掛ルト云フノデ便利ハ餘程便利デアリマス

(松岡) 田畑山林日本ノ宅地ヲ持ツテ往ツテハ不都合デ唯ダ收益ト利息ト差引スルト計リ通ホセバ要用デアロウガ多クハ山林田畑ノ質物ノ果實利息ト相殺シテ居ル上カラ見ルト建テラレナイ

(村田) 併シ其レハ返答ガ來タラ其レヲ反譯ユシテカラ遣リマシヨウ

(大尾崎) 質ヲ止メテ抵當ニスルナゾトソナコトガ出來ルモノカ

(松岡) 差引スル上カラ云フト申分ガナイ譯ケデス質取權ハ賣却スルトキハ抵當權シカ残ランカラソレデ斯ウヤツタノデアリマシヨウ

(栗塚) 左様デス

(榎村) 前ヨリ大變分ツテ居リマス

(栗塚) 日本ノ不動産ヲ見セテ其カラ悉皆書キ直シタノデアリマ

ス
(委員長) 原案者ハ替ヘタノカ

(栗塚) 左様デス

(箕作) 本條ハ明日答ヲ得テカラニ致シマシヨウ

本條ハ起案者ノ答ヲ得テ議スコトニシ未定

第千百三十三條朗讀ス

第千百三十三條 債權者ハ債務ノ皆済ニ至ルマテ質ニ取リタル不動産ノ占有ヲ留置スルコトヲ得

然レトモ質取債權者ハ債務ノ満期前又満期後ニ熟議ヲ以テスルト競賣ヲ以テスルトヲ問ハス債務者又ハ他ノ債權者ヨリ求

メタル賣却ニ故障ヲ申立ツルコトヲ得ス

又質取債權者ハ自ラ賣却ヲ申立ツルコトヲ得右ハ下ニ指示シタル異別ノ効力ヲ生ス

(箕作) 満期前又ハデスカ

(栗塚) 又ハデス

(元尾崎) 宜カロウ

(村田) 未項ノ中右ト云フノハ何ウ云フモノカ

(栗塚) 別項ニシタ積リデアリマス

(村田) 右ハト云フノハ前ノ項ノ事ヲ云フノデハナイカラ、前項ノ事デナケレバ右ハトシナイ文例デアリマス

(委員長) 實名詞ニクツ付イテスルトキハ此場合ニト云フ文例ダ

(元尾崎) 右ハデ良イデシヨウ

(村田) 質取債權者ハ下ノ異別ニ從ヒ賣却ヲ申立ツルコトヲ得ト

シテモ宜シイ

(清岡) 留保トシテアルノハ何ウ云フモノカ

(村田) 異別ノ効力ノアルト云フノハ言ツタトキハ効力ガアルノデ他人ノ言ツタトキハ入ランノデ自分デ申立ツタトキハ異別ノ効力ガアルト云フノデアリマス

(松岡) 異別ト云フノハ他人ノ云フノト自分ノ言フノト違フト云フノデアリマス

(元尾崎) 他人カラ申シ立タトキハ何所マデカニツノ効力ヲ生スルト云フノデス

(南部) 熟議上ト認メタルモノト云フノデス

(松岡) 他人ノ言タトキハ斯ウ自分ノ言タトキハ斯ウト兩方云フノデアリマス

(村田) 自分カラ申立テ効力ヲ生スト云フノデス

(元尾崎) 「右」テ良カロウ

(南部) 得ト云フマデ、一項ニ切テ置クカ

(箕作) 續テ居リマス、「留保」ト書イテアリマスハナシデスカ

(元尾崎) 一体右ハ異別云々ハ刪テ仕舞テ良イノタネ

(箕作) ソレテ上ニ「留保」トアルノデハナイカ

(栗塚) 之ハ留保ニナツテ居リマスノハ末項テハ御座イマセン第

二項テアリマス二項テハ質取債權者ハ故障ヲ申立ルコトヲ得スト

アルトソコデ誰カラ賣却スルカト云フト債務者カ質ニ置キナカラ

賣ルト云フコトデ出來ルヨウニナル賣タトキ故障ヲ言フコトカ出

來ント云フト質權カ消滅スルト云フノハ次ノ條ノ四條ニアリマス、

處デ三條ト四條ノ關係カラシテ質問シタノテアリマス

(奥山) 三十三條デ留保シタハ栗塚カラ申ス通り債務者ヨリ賣ル

ト言タトキハ債權者ハ一言モ出來ン十年ト約束シテモ翌日彼ノ品

民再七ノ一三二

物ハ賣ルト言タラ賣ラナケレハナラン賣ルカ良シイガ四條ニ往ク

ト賣レハ十年ノ契約ハ消滅スルソレデ抵當權ヲ行ツテ自分ノ貸タ

金ハ賣代金カラ取テ仕舞ト云フノデ十年ノ契約ハ消滅スルソレハ

不都合ダ、ソコデ誰カ外ニ抵當權ヲ持テ居ル者ガ在ルヤ否ヤ、ソ

レテ抵當權ハ債務ノ限ニナツテ抵當ヲ賣ランケレバ二番抵當ダカ

ラ止ムヲ得ン消滅スルケレトモ此場合ニ外ニ抵當權ヲ持ツテ居ル

モノガナク一人デアツタ場合デモ之デハ消滅スル様ニ見ヘルカラ

不都合ダカラ行ウ譯ケダト言ツテ起案者ニ質問中ナツテ居ルノデ

其レデ留保ニナツテ居リ

(元尾崎) 返事ハ來マセンカ

(奥山) 返事ハ來テ居ルガ反譯ニナリマセンカラ出シマセン

(元尾崎) 英文ヲ見ルト買フタモノハ矢張り質取主ニ留置權ヲ行

ウト云フコトカアル

(奥山) ソレハ残ツタ場合デ千圓ノ質ニ取ツテ居ツテハ百圓ニシカ賣レン其時ハ二百圓足シテ留置權ガアルト云フノハ第三十四條ノ末項ニアリマス抵當權補フソウシテ誰レヨリモ先ナラ尙ホ受取ルモノガアツタラ質ノ終ルマデ買フタ人が尊重シナケレバナラントアリマス

(箕作) ソレデハ之モ留保シテ置キマシヨウ

(南部) ソウ願ヒマシヨウ

(栗塚) ソレデハ此章丈ケハ明後日迄留保チ願ヒマス

(大尾崎) ソレデハ第四章へ移リマシヨウ

本條及ヒ第千百三十四條、第千百三十五條ハ未定

第千百三十六條朗讀ス

第四章 先取特權

總則

民再七ノ一三三

第千百三十六條 先取特權ハ或ル債權ノ原由ニ附着シタル優先

權ナリ但動産質及ヒ不動産質ニ關シ合意ヨリ生スル先取特權

ハ此限ニ在ラス

先取特權ハ法律ノ制限シテ定メタル原因條件及ヒ目的物ニ於

ケルニ非サレハ存セス

先取特權カ第三所持者ニ對シ追及權ヲ與フル場合及ヒ其權利

行使ノ條件モ亦法律ヲ以テ之ヲ定ム

本條ハ原案ニ決ス

第千百三十七條朗讀ス

第千百三十七條 先取特權ハ動産質及ヒ不動産質ニ關シ第千百

十條及ヒ第千百二十八條ニ記載シタル如ク働方及ヒ受方ニテ

不可分タリ

本條ハ原案ニ決ス

第一千三百三十八條朗讀ス

第一千三百三十八條 先取特權ノ負擔アル物カ第三者ノ方ニテ滅失シ又ハ毀損シ第三者之カ爲メ債務者ニ賠償ヲ負擔シタルトキハ先取特權アル債權者ハ他ノ債權者ニ先タチ右ノ賠償ニ於ケル債務者ノ權利ヲ行フコトヲ得但其先取特權アル債權者ハ辨濟前ニ合式ニ拂渡差留ヲ爲スコトヲ要ス

先取特權ノ負擔アル物ヲ賣却又ハ質貸シタル場合及ヒ其物ニ關シ債務者ニ金額又ハ有價物ヲ辨濟ス可キ總テノ場合ニ於テモ亦同シ但災害ノ場合ニ於テ保險者ノ負擔スル賠償ニ關シ商法第一(缺)字)條ニ記載シタルモノヲ妨ケス

(元尾崎) 第一(缺) 字)條トセズシテハ何ウカ

(箕作) 唯タ商法ト遺ツテハ何ウカ

(南部) 調べテ入レマスカラ此儘ニ願ヒマス

民再七ノ一三四

(樞村) 宜シイ

本條ハ原案ニ決ス

第一千三百三十九條朗讀ス

第一千三百三十九條 先取特權ノ種類ハ左ノ如シ

第一 債務者ノ總動産及ヒ附隨ニテ其總不動産ニ係ル一般ノ先取特權

第二 或ル動産ニ係ル特別ノ先取特權

第三 或ル不動産ニ係ル特別ノ先取特權

本條ハ原案ニ決ス

第一千四百十條朗讀ス

第一千四百十條 一般又ハ特別ノ先取特權ヲ有スル債權者ノ相互ノ順位ハ此章ノ各節ニ於テ之ヲ規定ス
不動産ニ付キ先取特權ヲ有スル債權者ハ其同一ノ不動産ニ付

キ抵當權ヲ有スル債權者ニ先タツ但法律ニ於テ特別ニ規定シタル場合ハ此限ニ在ラス
同名義又ハ同順位ノ先取特權アル債權者ハ其債權額ノ割合ニ應シテ辨濟ヲ受ク

(箕作) 註ヲ見レバ分ルデシヨウガ同名義ハ同順位ト何ウ違ヒマスカ

(栗塚) 實ハ同ジデ御座イマス

(箕作) 詰リ同順位デ良イ譯ケダ

(栗塚) 左様デス

(元尾崎) 同名義即チ同順位ト云フト宜シイ

(村田) 即チトモ違ヒマス

(元尾崎) 之ハ有テモ宜シイ

本條ハ原案ニ決ス

民再七ノ一三五

第一千四百四十一條朗讀ス

第一千四百四十一條 本法ニ定メタル先取特權ハ各人又ハ國庫ノ爲メ商法又ハ特別法ヲ以テ規定シ又ハ規定ス可キ先取特權ノ妨ケト爲ラス

右ノ先取特權ハ別段ノ規定ナキ場合ニ於テハ下ニ定メタル一般ノ規則ニ從フ

(箕作) 「別段ノ規定ナキ場合」ハ此民法ニ別段ノ規定ナキ場合デアリマス

(栗塚) ソウデハナイ商法又ハ特別法デ別段ノ規定シテナキ場合デシヨウ

(松岡) 前書ツテアル

(箕作) 商法ヤ特別法ニ規定ト云フノハ前ニアルカラ右定メタル云々トシタ方が宜カロウ

(南部) 商法特別法ノ規定ヲ云フノデシヨウ

(箕作) ソウデスカ

(松岡) 上ヘニ又ハチ並ベテ下チ又ハデ承ケルノハ無理ナ文法デ
ス

(元尾崎) 特別法ヲ以テ先取特權ヲ定メタ時ハト云フノデアリマ
シヨウ

(箕作) 右ノト云フノガ分リ悪イノデス

(元尾崎) 右商法又ハ特別法ノ先取特權ト雖トモ別段規定ナキ場
合ニ於テハ下ニ定メタルトヤツテハ何ウカ

(榎村) ソウ云フ事ダ

(南部) 其ト云フ處デ承ケテ居ル其先取特權トシテ分ルデシヨウ

(箕作) 今ノ元尾崎サンノ説ガ宜シイ

(榎村) ソレガ宜シイ

(村田) 商法又ハ特別法ニ別段ノ規定ナキ場合デ宜カロウ

(松岡) ソレハ往カン

(元尾崎) 宜カロウ

本條ハ第二項「右ノ先取特權ハ云々」トアルチ「右商法又ハ
特別法先取特權ハ云々」ト改メ其他原案ニ決ス

第一千百四十二條朗讀ス

第一節 動産及ヒ不動産ニ係ル一般ノ先取特權

第一款 一般ノ先取特權ノ原因

第一千百四十二條 動産及ヒ不動産ニ係ル先取特權アル債權ハ左
ノ如シ但下ニ定メタル制限及ヒ條件ニ從フ

第一 訴訟費用

第二 葬式費用

第三 最後疾病費用

第四 雇人給料

第五 飲食品供給

本條ハ原案ニ決ス

第一千百四十三條朗讀ス

第一則 訴訟費用ノ先取特權

第一千百四十三條 訴訟費用ノ先取特權ハ或ハ債務者ノ財産ヲ保存スル爲メ或ハ其財産ヲ清算シ之ヲ換價シ及ヒ有權者間ニ其代價ヲ配當スル爲メ各債權者ノ共同利益ニ於テ正當ニ爲セル裁判上若クハ裁判外ノ總テノ行爲ニ付キ金圓ノ立替ヲ爲シタル又ハ給料若クハ謝金ヲ受取ル可キ債權者ニ屬ス
債權者ニ有益ナラサリシ費用ニ付テハ先取特權ハ特別ノモノニシテ其費用ノ爲メ利益ヲ得タル債權者ニ對スルニ非サレハ之ヲ以テ對抗スルコトヲ得ス

民再七ノ一三七

本條ハ原案ニ決ス

第一千百四十四條朗讀ス

第二則 葬式費用ノ先取特權

第一千百四十四條 債務者ノ身分ニ應シ且慣習ニ從ヒ爲シタル葬式ノ費用ハ先取特權アルモノトス
先取特權ハ債務者ノ擔當タル其同居ノ親屬ノ葬式ノ費用ニモ亦之ヲ適用ス
其先取特權ハ葬式ニ連續シタル出費ニ及ハス縱令其出費力慣習上ノモノタルモ亦同シ
本條ハ原案ニ決ス

第一千百四十五條朗讀ス

第三則 最後疾病費用ノ先取特權

第一千百四十五條 最後疾病費用ノ先取特權ハ債務者又ハ前條ニ

指定シタル家屬ノ死亡前ノ疾病ニ關スル醫師、藥商、看病人
及ヒ其他ノ費用ヲ包含ス但債務者ノ無資力前ノ疾病及ヒ其親
屬ノ疾病ニ關スルモノモ亦同シ

長病ノ場合ニ於テハ右費用ノ先取特權ハ最後ノ一ケ年ノ費用
ニ之ヲ制限ス

債務者又其親屬右費用ヲ生セシメタル疾病ノ外ノ原因ノ爲メ
死亡シタルトキト雖モ先取特權ハ猶ホ存ス

(箕作) 他ノ事デ死ンデモ構ハン死ニサヘスレバ良イノダ

(委員長) 癒ツタラ往カンノダ

(南部) 左様デス

(村田) 宜シイ様ダ

(元尾崎) 前ニ債務者ノ無資力前ニ疾病及ヒ親族ノ疾病ト云フコ
トハ餘程議論ガアリマシタガ之デ宜シイカ

民再七ノ一三八

(南部) 意味ガ籠ツテ居ルト云フノデ議論デ刪ツタノデス之デ分
ルト云フノデス

(箕作) 破産ノ時ハ之ニ順ズル積リデシヨウ何ウ云フ譯ケデスカ

(松岡) 破産ヲ入レテ置カント類推ガ出來ン

(栗塚) 成程破産ガ出來ン

(村田) 原文デハ兩方アルノデス

(箕作) 破産デモ一ツ事見タヨウナモノデシヨウ

(栗塚) 原文ニハ二ツアリマス

(南部) ソレデハ書カナケレバナラン

(栗塚) 「但債務者ノ破産又ハ無資力前ノ」デアリマス

(委員長) 破産又ハチ入レマシヨウ

(委員長) 先へ遣リマシヨウ

本條ハ「但債務者ノ」ノ下へ「破産又ハ」ノ四字ヲ加へ其他

原案ニ決ス

第一千四百十六條朗讀ス

第四則 雇人給料ノ先取特權

第一千四百十六條 雇人ノ先取特權ハ債務者又ハ其同居ノ親屬ノ一身ニ附屬シ或ハ債務者ノ家屋其他ノ所有物ニ附屬シタル雇人ニ屬ス

右ノ先取特權ハ最後ノ一ケ年ノ給料ノミチ擔保ス

本條ハ原案ニ決ス

第一千四百十七條朗讀ス

第五則 飲食品供給ノ先取特權

第一千四百十七條 飲食品供給ノ先取特權ハ債務者又ハ其同居ノ親屬及ヒ雇人ニ供給シタル生活ニ必要ナル飲食品ノミニ之ヲ適用ス

民再七ノ一三九

右ノ先取特權ハ最後ノ六個月間ノ供給ノミチ包含ス

本條ハ原案ニ決ス

第一千四百十八條朗讀ス

第二款 一般ノ先取特權ノ効力及ヒ順位

第一千四百十八條 一般ノ先取特權ハ先取特權アル各債權者力動産ニ付キ配當ヲ受ケ尙ホ不足アルニ非サレハ不動産ニ付キ之ヲ行フコトヲ得ス

然レトモ若シ動産代價ノ配當ニ先タチ不動産代價ノ配當アルトキハ債權者ハ條件附ニテ不動産代價配當ニ加入スルコトヲ得但右ノ配當加入ニ於テハ日後動産代價ノ配當加入ニ於テ辨濟ヲ受ケサルモノ、ミチ受ク

動産代價ノ配當ニ有益ナル時期ニ出席スルコトヲ怠リタル債權者ハ動産ニ付キ受クヘカリシモノ、限度ニ於テ不動産ニ付

キ其優先權ヲ失フ

(松岡) 有益ナル時期ニ出席スルヲ怠リト云フノハ如何

(栗塚) 出席スベキニシナカツタ時ハデス

(松岡) 無資力ヲ入レンデ分散ノ時バカリデスカ

(栗塚) 何分題ガ配當ノ場合デスカラ

(松岡) 無資力ト云フノハ公告ヲシナイデシヨウ

(南部) 初メ遣入ツテ居ツテ配當ノ場合ニ遣入ツテ來ナイノデア
リマス

(松岡) 配當ト云フノハ後チニ分ケルト云フノカ

(栗塚) 代價ヲ配當スル場合デアリマス

(元尾崎) 有益ナル時期ニ出席セントキハ不動産ニ付イテハ受ク
可カリシ限度ト云フト例ヘハ百圓ノモノヲ早ク出席スレバ百圓取
レルガ出ナイカラ取レンノカ

民再七ノ一四〇

(栗塚) 左様デス

(元尾崎) 動産デハ出ナカツタ爲メニ取レナイガ其モノガ不動産
デアレバ往ケルノカ

(南部) 往カンノデス

(元尾崎) 餘リガアレバ取レルノデス

(南部) 左様デス他ノ債權者ト同ジ割合ニナルノデス

(元尾崎) 優先ト先取トハ何ウ違ヒマスカ

(栗塚) 優先權ハ即チ先取特權デアリマス

(元尾崎) 此處ハ優先權トヤリマシタガ其書キ分ケタ理由ガ分リ
マセン

(松岡) 有益ナル時期ト云フノハ最初ニ届出デテ置キソウシ
テ分ケル日ニ出ナイモノト云フノデスカ

(栗塚) 動産配當ノ差押ヲ押ヘタ人ハ債權者五人居ルレバ配當ス

ルト次へ通知スル其時出ナケレバデス

(松岡) 何ウ云フコトヲ云フノカ

(栗塚) 賣ツテカラ何日目ニ配當スルト六日目ニ配當スルト云へ
バ六日ノ中ニ出ナケレバナラント云フノデス

(村田) 有益ナルハ重ク見タノデハナイ配當ノ時ニ出ナケレバト

云フノデアリマス私ハ有益ノ字ハナクツテモ宜シイト思ヒマス

(南部) 遅クナツテモ配當セン前ナラ良イノデアリマスカラ有益
ナルト云フ處ハ必要デアリマス

(元尾崎) 宜シイ

(大尾崎) 宜カロウ

本條ハ原案ニ決ス

第一千四百四十九條朗讀ス

第一千四百四十九條 一般ノ先取特權ノ互ニ競合スル場合ニ於テハ

第一千四百四十三條乃至第一千四百四十七條ニ列記シタル相互ノ順序

ニ從ヒ配當加入ヲ定ム

右ノ數條ニ掲ケタル同名義ノ債權ハ同順位ニテ配當ニ加入
ス

若シ一般ノ先取特權カ動産ニ係ル特別ノ先取特權ト競合ス
ルトキハ其順位ハ下ノ第二節ニ於テ之ヲ規定ス

不動産ニ係ル特別ノ先取特權ハ一般ノ先取特權ニ先タチ又
特別ノ抵當ハ後ノ設定ニ係ルト雖トモ詐害ナキニ於テハ一

般ノ先取特權ニ先タツ

然レトモ一般ノ先取特權ハ其發生前ノ取得ニ係ル一般ノ抵
當ニモ先タツ

一般ノ抵當ノ負擔アル總不動産ヲ同時ニ賣却シタル場合ニ
於テハ一般ノ先取特權ハ各不動産ノ賣却代價ノ割合ニ應シ

テ其總不動産ニ付キ配當ニ加入ス

若シ順次ニ右ノ不動産ヲ賣却スルトキハ一般ノ先取特權ハ

初ノ賣却ニ付キ全部之ヲ充當シ又次ノ賣却ニ付キ附隨ニテ

之ヲ充當ス且此先取特權ヲ負擔セシ不動産ニ付キ抵當ヲ有

スル債權者ハ他ノ不動産ノ賣却代價ニ付キ求償權ヲ有ス

(村田) 競合ト云フ字ハ何ウカ

(栗塚) 競リ合ヒト云フノデアリマス

(村田) 競取ノ方デアリマシヨウ

(栗塚) 寧ロ競争トヤリマスカ

(渡) 競合ハ分リマセン

(榎村) 競合ヨリモ抵觸ノ方ガ宜シイ

(渡) 衝突デシヨウ

(榎村) 先ヅ御取りナサイト云フノデス

(元尾崎) 競合ハ面白い

(松岡) 日本言葉デハ競リ合ヒデシヨウ

(元尾崎) 衝突スル場合ニ於テハダ

(榎村) 競合デ宜シイ

(渡) 相會スルデ宜シイ

(大尾崎) 競合デ宜シイ

(南部) 私ハ充分トハ思ヒマセンガ外ニ適當ノ字ガナイカラ之デ
宜シイ良イ字ガ出レバ贊成致シマス

(笑作) 競合デ仕方ガアリマスマイ

(北島) 私ハ相會スルトシテ良シイト思マス

(清岡) 競合デ宜カロウ

(委員長) ソレデハ競合デ置キマシヨウ、發生前ト云フノハ何ウ
云フ譯ケカ

- (箕作) 發生後ハ無論デアリマス
- (南部) ニモト言ハント後ノコトハ含マン様ニナルカラト云フ意味デアリマス
- (元尾崎) 皆ナノ頭カラ取ツテ往クト云フノガ彼方カラ五十圓此方カラ百圓ト云フ工合ニ仕様ト云フノデスネ
- (南部) ソウシテ置クト特別ノ抵當順位ニ關係スルカラデス
- (元尾崎) 特別ノ抵當ハ先取特權デモ仕方ガナイ
- (栗塚) 志項ハ大概分ル積リデス
- (元尾崎) 一般ノ抵當ヲ讓ルト云ツテハ何ウカ
- (村田) 一般ナラ特別デハ往カンノデス
- (栗塚) 爲メニ此條デ特別ノ抵當ト見ルノハ六ヶ敷デシヨウ
- (元尾崎) 法律學ニ腦髓ニ入り込ンダ人ニハソウダロウガ素人ニハ分リマセン

民再七ノ一四三

- (栗塚) 一般ト云フ字ヲ入レテモ宜シイ
- (大尾崎) ソンナラ宜シイ
- (元尾崎) 賣却ニ付キ全部之ヲ充當スハ宜シイガ次ノ賣却附隨ニテ之ヲ充當スト云フノハ何ウ云フコトカ附隨ト云ヘハ例ヘハ一ツ賣ツタト其レニ付テ百圓取ル可キチ八十圓ノモノチヤツタ次ニ財產ヲ賣ツタ時後ト二十圓取ルノダロウ取ツテ附隨ト云フノハ何ウカ外ノ者ニ附隨ト聞ヘルカラ後トカラ賣ツタ之ハ抵當權デモ其レヲ取ツタ後トノ残リヲト云フニ見ヘル
- (栗塚) 尙ホ不足ノアツタトキ次ノ賣却ニト云フノデス
- (元尾崎) 拂ツテ仕舞ツテ残リノミ貰フト云フ様ニ聞ヘルガ左様云フ意味デハアリマスマイ
- (南部) 前カラ讀ンデ見タラソウハ見ヘマセン
- (元尾崎) 附隨ト云ハンデモ宜カリソウナモノデス

(箕作) 又デハナイ尙ホ附隨ニテ次ノデス

(栗塚) 左様

(南部) 宜シイ

本條ハ末項左ノ如ク改メ其他原案ニ決ス

「若シ順次ニ右ノ不動産ヲ賣却スルトキハ一般ノ先取特權ハ初メノ賣却ニ付キ全部之ヲ充當シ尙ホ附隨ニテ次ノ賣却ニ付キ之ヲ充當ス且此先取特權ヲ負擔セシ不動産ニ付キ一般ノ抵當ヲ有スル債權者ハ他ノ不動産ノ賣却代價ニ付求償權ヲ有ス

第千百五十條朗讀ス

第千百五十條 一般ノ先取特權ハ不動産カ債務者ニ屬スル間ハ

他ノ債權者ニ對抗スル爲メ其不動産ニ付テノ記入ヲ要セス

本條ハ原案ニ決ス

第千百五十一條朗讀ス

第二節 動産ニ係ル特別ノ先取特權

第一款 動産ニ係ル特別ノ先取特權ノ原因及ヒ目的

第千百五十一條 上ノ第二章ニ規定シタル先取特權ヲ有スル動

産買取債權者ノ外ニ下ニ指定シタル動産物ニ付キ先取特權ヲ

有スル債權者左ノ如シ

第一 不動産ノ質貸人

第二 種子及ヒ肥料ノ供給者

第三 農業ノ稼人及ヒ工業ノ職工

第四 動産物ノ保存者

第五 動産物ノ賣主

第六 旅店ノ主人

第七 舟車運送營業人

第八 保證ヲ供スルノ義務アル公吏ノ職務上ノ所爲ニ對ス

ル債權者

第九 右保證金ノ貸主

(箕作) 之ハ順ニ往クノデスカ

(栗塚) 左様デス

(村田) 特別ノ先取特權ト云フノヲ入レルカ宜シイ

(南部) ニツダカラ良イデハナイカ

(栗塚) 入レルコトハアリマスマイ

(村田) 分ルコトハ分ルガ疑ヒガ出ハセンカ

(南部) ソレハナイ

(渡) 旅店ノ主人ハ何ウカ

(南部) 其ハ先キニアリマス

(委員長) 現在動産質ヲ押ヘル事ノ出來ルモノデ質デナイ

(栗塚) 左様

民再七ノ一四五

(元尾崎) 往キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第千百五十二條朗讀ス

第一則 不動産質貸人ノ先取特權

第千百五十二條 居宅、倉庫其他ノ建築物ノ質貸人ハ質借人ノ

使用又ハ商工業ノ爲メ此建物内ニ備ヘタル動産物ニ付キ先取

特權ヲ有ス

右ノ動産物カ質借人ニ屬セスト雖モ先取特權ハ猶ホ存ス但質

貸人カ質貸場所ニ此動産物ノ持込ヲ知リタル當時其物ノ質借

人ニ屬セサル事實ヲ知ラス且其事實ヲ豫見スルニ足ル可キ理

由アラサリシトキニ限ル

質貸人ノ先取特權ハ現金ニ付キ又質借人及ヒ其家屬ノ一身ノ

使用ニ供シタル金玉寶石ニ付キ又無記名ナルモ證券ニ付キ之

ヲ行フコトヲ得ス

(箕作) 前ノ條ニ戻ツテ濟ミマセンガ第八第九保證ト云フノガアルガ第八ニハ右保證金トアル何方が出ス金デモ公債證書デモ宜カ
ロウカ公證人ノ如キハ五百圓出シタト云フコトダロウ金ト云フ字
ヲ入レテハ何ウカ

(栗塚) 右保證金トアルカラデス右保證元資ノ貸付トシテ何ウカ
(松岡) 其方が宜シイ

(箕作) ソウナラソウシマシヨウ

本條ハ原案ニ決シ前條ニ廻リ同條第八「保證」ノ下へ「金」
ノ一字ヲ加へ第九「右保證元資ノ貸主」ト改ム

第一千百五十三條朗讀ス

第一千百五十三條 質貸人ハ家質ノ當期分及ヒ後ノ一期分ノ辨濟
ヲ擔保スルニ足ル可キ動產ヲ質貸シタル場所ニ備フルコトヲ

民再七ノ一四六

質借人ニ要求スルコトヲ得質借人之ヲ爲サス且右家質ノ前拂
又ハ之ニ相當スル其他ノ擔保ヲ供セサルトキハ質貸人ハ質貸
借ヲ銷除スルコトヲ得但損害アルトキハ其賠償ヲ求ムルコト
ヲ得

質借場所ニ備ヘタル動產ヲ質貸人ノ許諾ナクシテ取去リタル
モ別ニ詐害ナキニ於テハ質貸人ハ其擔保力不足ト爲リタルト
キ且質借人ニ屬スル權利ノ限度内ニ非サレハ此動產ヲ其場所
ニ復セシムルコトヲ得ス

然レトモ質貸人ノ權利ヲ詐害シテ爲シタル所爲ニ付テハ質貸
人ハ第三百六十一條以下ニ記載シタル條件及ヒ區別ニ從ヒ第
三者ニ對シテ其行爲ヲ廢罷セシムルコトヲ得

右ハ總テ第一千百三十八條ニ依リ質貸人ノ有スル權利ヲ妨ケス

(松岡) 但ハ且デモ宜シイ

(北畠) 尙ホデアリマシヨウ

(箕作) 但チ尙ホトシテハ何ウカ

(南部) 尙ホトカ若シトカガ宜シイ

(槇村) 尙ホガ宜シイ

(元尾崎) 先キヘ往キマシヨウ

本條ハ第一項「但」ヲ「尙ホ」ト改メ其他原案ニ決ス

第千百五十四條朗讀ス

第千百五十四條 賃貸借ト永賃借トヲ問ハス田畑山林ノ賃貸人ハ賃借人カ居宅並ニ土地利用ノ建物内ニ備ヘタル動産物ニ付キ及ヒ土地ノ利用ニ供シタル動物農具其他ノ器具ニ付キ上ト同一ノ限度ニ於テ先取特權ヲ有ス

其他右ノ賃貸人ハ賃貸シタル土地ノ收穫物其他ノ産出物カ猶ホ土地ニ附着スルト土地ニ保存シ有ネルトヲ問ハス其收穫物

及ヒ産出物ニ付キ先取特權ヲ有ス

分果賃貸人ハ賃貸シタル土地ノ收穫物其他ノ産出物中ニテ自己ノ權利ヲ有スル部分カ猶ホ分果小作人ノ方ニ存スル間ハ他ノ債權者ニ先タチ直接ニ其收穫物其他ノ産出物ヲ已レノ有トシテ先取特權ヲ行フ

(村田) 動産物ト云フ「物」ト云フ字ハナクツテモ宜サソウナモノデス前ニモ動産動産ト云ツテ居ルノニ此處計リ物ト云フノハオカシイ

(箕作) 村田サンノ説ヲ贊成

(委員長) 物ノ字ヲ取ツテ先キヘ往キマシヨウ

本條ハ「動産物」トアル「物」ノ壹字ヲ刪リ其他原案ニ決ス

第千百五十五條朗讀ス

第千百五十五條 永賃借ト賃貸借ト分果小作トヲ問ハス賃借人

ハ質貸人ノ求アルニ於テハ其擔保ノ爲メ其年ノ收穫物其他ノ
產出物ヲ保存スルノ責アリ
第千五百五十三條ヲ以テ質貸人ノ利益ニ於テ定メタル隱竊物ノ
取戻權及ヒ質貸借ノ解除權ハ田畑山林ノ利用ニ供シタル物ノ
質貸借ニ之ヲ適用ス

(箕作) 隱竊ト云フ字ハ何ウカ

(南部) 九百十條ニ隱竊トヤツタカラ此處モ其例ニ慣ヒマシタ

(村田) 商法ノ破産法ノ罰則ニアリマシタガアレハ帳面ヲ何ウト
カスルト云フコトガアツタ

(栗塚) 民法ニハ三四ヶ所アリマス隱竊ト云フ字ハ隱竊スルト云
フ動詞ニ使ツタノト名詞ニ使ツタノトアリマス

(村田) 之ハ解除デハナイ銷除ダ

(元尾崎) 銷除デス

(清岡) 但書ハアツテモ宜シイガナセ刪ツタカ

(南部) 但書ハアツテモ差支ハナイ

(村田) 隱竊ハ隱蔽デハ御座イマセンカ

(北島) 商法ニハ藏匿トアリマス

(松岡) 二項ハ暫ク刪ツタガ一項ハ其儘書イテ置イテモナンダカ
ラト云フ論ノ末求メアルニ於テハト議場デ入レタノデヨモヤ求メ
ハ仕舞イト思フガ言ツテ置ケバ求メラレタラ動スコトハ出來ン

(大尾崎) 質貸人ハ利益ガアルケレトモ質借人ハ困リマス

(元尾崎) 收穫物ヲ其處ヘ置イテ往クコトカ

(大尾崎) 左様

(栗塚) ソレデ難々求メアルニ於テハト遣入ツタノデアリマス

(大尾崎) 左様心配スル様ナコトハナイ

(松岡) ソンナ小六ヶ敷事ヲ言フナラ勝手ニシロト云フ大變不經

濟ナ話シデアリマス

(元尾崎) 私ハ之デア宜シイト思ヒマス

(北島) 年期小作年貢ヲ拂フ後チデシヨウ勝手次第ニ賣ル様ナ弊ガアリマス

(元尾崎) ダカラ之デア宜シイ地主ニ權利ヲ與ヘテ置クガ宜シイ

(村田) 解除ハ銷除ニ改メマシヨウ

(栗塚) 御最モデス

(委員長) 隠竊ハ商法ト能ク相談チシテ下サイ

(箕作) 商法ハ隠竊トアツタガ再調査ノ節隠竊ト云フト盜ム様ニナル竊ノ字ハ何ウモ往カント云フノデ藏匿ト云フガ分リ善イト云フノデ初ノハ暫ク書イタガ藏匿トシマシタ

(清岡) 隠竊ハ種カデナイ

(委員長) ソレデア藏匿シテハ何ウカ

(清岡) 藏匿ガ宜シウ御座イマシヨウ

(栗塚) ソレデア財産ヲ押ヘラレタトキ物ヲ匿スコトガアリマスカ

(村田) 日本刑法ニモアリマス

(南部) アレトハ違イマス

(村田) ソレデア隠蔽ニシテハ何ウカ

(栗塚) 隠匿物トシマシヨウ

(箕作) 商法モ其レデア隠匿ニシマシヨウ

本條ハ「解除」ヲ「銷除」ト「隠竊」ヲ「隠匿」ト改メ其他原案ニ決ス

第一千百五十六條朗讀ス

第一千百五十六條 質借權ノ讓渡又ハ轉貸ノ場合ニ於テハ質貸人カ質貸場所ニ備ヘ有ル動産物ノ讓受人又ハ轉借人ニ屬スルコトヲ知ルト雖モ其先取特權ハ是等ノ物ニ及フ

此場合ニ於テ先取特權ハ第一千百三十八條ニ從ヒ讓渡又ハ轉貸

ノ代價トシテ主タル賃借人ノ受ク可キ金額ニ及フ但前拂ヲ以テ賃貸人ニ對抗スルコトヲ得ス

本條ハ原案ニ決ス

第一千五百五十七條朗讀ス

第一千五百五十七條 賃借人ノ財産ノ總清算ノ場合ニ於テハ賃貸人ハ土地家屋ノ借賃其他毎年ノ負擔ニ付キ前年、本年及ヒ翌年ノ分ニ非サレハ前數條ニ定メタル先取特權ヲ有セス

其他先取特權ハ賃貸借ヨリ生スル他ノ合意上ノ義務、前年及ヒ本年ニ於テノ賃借人ノ過失又ハ懈怠ノ爲メ賃貸人ノ受ク可キ賠償及ヒ賃貸人カ將來ニ向テ請求スルコト有ル可キ銷除ニ添フタル損害賠償ヲ擔保ス

(松岡) 清算ト云フ字ハ分ラン字デス

(元尾崎) 總清算ガ良カロウ

民再七ノ一五〇

(箕作) 分散モ無資力モアルダロウ

(松岡) ソレカラ永借人カ無資力ノ場合ニ拂入レ不足ノ多少ニ拘ハラス解除スルト云フコトガ前ニアリマシタガ此處トソレトハ違フカ

(栗塚) アレト照應シテ居ルノデアレハ斯ク云フ論デアリマシタ我々ノ趣意デハ借賃滞リ高ノ多少ニ拘ハラスト云ツタ論デ若シ破産無資力トナツタ時ハ銷除スルコトヲ得ト云フ意味ニ書イタノハ今日マデ滞ツテ居ツタナラバ滞ラン時ハ無資力デモ構ハントカ云フアレト照應ダト云ツテ居ルダカラシテ彼處ハ今迄滞リノナカツタ時ハ出來ント見テモ翌年分マデノ擔保ラシテ置カナケレバナラシカラ翌年分ヲ拂ハナイト云ヘハ銷除スルコトガ出來ル

(箕作) 彼處ハ滞ツテナケレバ往カント云フノデシヨウ

(栗塚) 左様デス彼ノ返答ノ時ニ此處ヲ引キ出シテ申上ル積リデ

ス

本條ハ原案ニ決ス

于時正午十二時

于時午後一時二十分開會

第千百五十八條朗讀ス

第千百五十八條

右清算ノ場合ニ於テ他ノ債權者ハ自己ノ利益

ニ於テ質貸借ノ銷除ヲ妨止シ及ヒ初ヨリ轉貸又ハ讓渡ノ禁止

アルニ拘ハラス其質貸借權ヲ轉貸シ又ハ讓渡スルコトヲ得但

質貸借殘期ノ爲メ質貸人ニ土地家屋ノ借賃其他ノ納額ヲ擔保

スルコトヲ要ス

本條ハ原案ニ決ス

第千百五十九條朗讀ス

第二則 種子及ヒ肥料供給者ノ先取特權

民再七ノ一五一

第千百五十九條

所有者、用益者、質借人又ハ占有者ニ種子及

ヒ肥料ヲ供給シタル者ハ之ヲ用キタル年ノ果實ニ付キ先取特

權ヲ有ス

蠶種及ヒ蠶ノ飼養ニ供スル桑葉ヲ供給シタル者ニ付テモ亦同

シ

本條ハ原案ニ決ス

第千百六十條朗讀ス

第三則

農業稼人及ヒ工業職工ノ先取特權

第千百六十條

雇人ノ外其年ノ收穫ノ爲メ勞働シタル稼人ハ其

一ケ年間ノ給料ノ爲メ收穫物ニ付キ先取特權ヲ有ス

又樹林、礦坑、炭坑、石坑、養蠶場ニ於テ勞働シタル職工ハ

其產出物ニ付キ先取特權ヲ有ス但其年ノ給料中最後ノ三個月

間ノ爲メノミニ限ル

(松岡) 此處デ工業ト云フ字ハ何ウカ

(南部) 工業ハ職工トヤツタ方ガ良イト云ツタノデス

(松岡) 二項目ハ之デ網羅シタノデハナイ至テ狭イモノ計リテ製造場ノ如キハ往カンノデスルト工業ト云フノハ抜ケル様ニナリマス

(栗塚) 自分ノ手カラ出シタモノト云フ積リデアリマス處ガ塗師屋ガアリマス彫物師ト云フト品物ニ付テハ言ヘマセン

(松岡) 言ヘマス

(栗塚) 幾段ニモ大勢ノ手ヲ掛ケテ來ルノデ例ヘハ陶品ニ畫ヲ繪ク人ガアル畫丈ケニ付テノ先取特權ガアルトハ言ヘマセン

(元尾崎) 英文ハ農産物計リデス

(南部) 此他ハ商法ノ先取特權ニ屬ストアリマス

(元尾崎) 機織場トカ云フモノハ澤山アリマス

民再七ノ一五二

(松岡) 工業ト言ヒナガラ今度又商事ニ屬ス工業ト民事ニ屬ス工業ヲ分ケルノハ六ヶ敷

(元尾崎) 皆ナ列舉スルノハ六ヶ敷

(栗塚) 最モ制限シタモノデハナイト云ツテ居ル

(松岡) 商法ニ關ルナラ旅館屋運送營業人ハ許サナケレバナリマセン何ントカ此處デ兼ヘル譯ケニハ往カンカ工業ト農業ト二ツニシテ「マツチ」製造場職工ハ「マツチ」ノ箱ノアル間ハ權ヲ持タスト

(委員長) 民法ニハ書キ方ヲ分ケルノハ何々ト定マリナシニ二三ヲ舉ケテ後トハ類推デ往ク原則デ樹林ト云フモ樹木ト言ツテ竹モ龍ルト云フ譯ケテ外ノ法律ニハ何々ハ何ウト云フ字ガアリマス處ガ民法ニ限ツテ類推デ往クト云フハ何ウカ

(松岡) 類推デ職業ハ例デ出セス治マルガ起案者ノ註ニハ職業ニ

付テハ先取特權ヲ規定スルト云フノデ書カント云フノデアリマス
(栗塚) 商業上ノ工業デハナイ種リデアリマス即チ民事上ノ工業
ト云フノデ商業上ノ製造場等ハ商法デヤル此處デハ民法上ノ工業
場ヲ舉ゲタモノト云ツテ居リマス

(松岡) 其レハ難義ナ譯ケデ商法ニ先取特權ヲ皆ナ議ツタナラ例
ガ立ツガ運送營業人ト云フニ商業ノ事モアリマス

(栗塚) 民法上ノト云フノデアリマス

(松岡) 何故ニ分ケルト云フニ商事ニ關スルカラ商事ニ關ル理窟
ダロウガ旅店主人運送營業人尙ホ商法ニ關ツテ良イデハナイカ

(南部) 六七則ハ商法ニ規定ガナイカラ矢張り置カナクテハナリ
マセン

(松岡) 順序ヲ違テル爲ノ民法ニ置クハ良カロウガ若シヤ同じモ
ノガブツカッタラ何ウカ減多ニナイケレトモ此處ニ商事ト民事ト

民再七ノ一五三

ノ工業ヲ二様ニ分ケルト云フノハ隨分六ヶ敷又是非分ケナケレバ
ナラントスレバ商法ヲ此意味ヲ以テ拵ヘナケレバナラン斯ウ云フ
先取特權ハ商法ニナイカラ困リマス

(清岡) 商法ノ方ニナイト誠ニ往カン

(松岡) 石鹼デモ羅沙デモ畢竟工業ト云フト實ハ商法ノ建テ方ニ
スレハ大方商法ニ這入ルノデス

(南部) 農業ノ方ガ宜シイ

(栗塚) 養蠶種ト此所ニ限ツテ後ト砂糖製造石鹼製造ナゾ何ウス
ルカト云フト其レカ商法ニ言ツテナイト困リマス

(松岡) 商法ニハ運送人旅籠屋ナゾハ留置權ノコトガアリマスガ
斯ウ云フ部類ノ先取特權ト云フモノハアリマセン

(村田) 商法ニハ民法ノ方ヘ書イタカラト云ツテ讓ツタノデアリ
マス

(松岡) 工業ヲ總テ廣ク引込ム方カ宜カロウ

(委員長) 其方ガ宜カロウ商法ニ規定ノナイ場合ハ之ニ困ルトシテ良イダロウ

(松岡) 先取特權ヲ與ヘルノハ是ヨリモ向フヘ與ヘナケレバナリマセン

(南部) 工業ノ職工ハト云ツテ宜シイ

(清岡) 起案者ハ工業農業ト云フノハ範圍ノ小サイモノヲ言ツタノデハナイカ商業上ニナルト百人千人モドン々ヤルモアルト云フモノデ斯ウ云フ様ニ農業ノ稼人或ハ炭坑石坑ナゾハ刪ツテモ良カロウ

(松岡) 高島炭坑モ何百人モ居ルカラネ

(南部) 工業ノ職工トヤツテ尙ホ起案者ニ問合セマシヨウ

(委員長) ソウヤリマシヨウ

民再七ノ一五四

(榎村) ソウスルト樹林礦坑云々ハ止ノマスカ

(栗塚) 止メル方ガ宜シウ御座イマシヨウ工業ノ職工ハ產出物又ハ製造人ニ付キ先取特權ヲ有ストシテハ何ウカ

(委員長) ソウシテ置キ起案者ニ相談スルガ宜シイ

(村田) 宜シイ

本條ハ第二項「樹林礦坑云々」ヲ刪リ「又工業ノ職工ハ產出物又ハ製造品ニ付キ先取特權ヲ有ス但云々」ト改メ其他原案ニ決ス

第千百六十一條朗讀ス

第四則 動產物保存者ノ先取特權

第千百六十一條 動產物ノ修繕又ハ保存ノ費用ニ付テノ債權者

ハ第千九十六條ニ從ヒ已レニ屬スル留置權ヲ行ハサルトキト雖モ其修繕又ハ保存シタル物ニ付キ先取特權ヲ有ス

右ノ先取特權ハ金額有價物其他動產物ニ關スル人權又ハ物權
ヲ債務者ノ爲メニ追認保存又ハ實行セシメタル裁判上又ハ裁
判外ノ行爲ノ費用ニ之ヲ適用ス

本條ハ原案ニ決ス

第一千百六十二條朗讀ス

第五則 動產物賣主ノ先取特權

第一千百六十二條 動產物ノ賣主ハ代價辨濟ノ爲メ期限ヲ與ヘタ
ルト否トヲ問ハス其代價及ヒ利息ノ爲メ賣却物ニ付キ先取特
權ヲ有ス

若シ補足額ヲ以テスル交換アリテ其補足額カ讓渡シタル物ノ
價額ノ半ヲ超ユルトキハ先取特權ハ其補足額ノ爲メ交換物ニ
付キ存ス

本條ハ原案ニ決ス

民再七ノ一五五

第一千百六十三條朗讀ス

第一千百六十三條 先取特權ハ賣却物カ用方ニ因リ又ハ不動産ニ
合體スルニ因リ不動産ト爲リタルトキト雖モ猶ホ買主ノ占有
ニ在リ且變形セサル間ハ存續ス但合體ノ場合ニ於テハ不動産
ヲ毀損セスシテ其物ヲ分離シ得ルコトヲ要ス

本條ハ原案ニ決ス

第一千百六十四條朗讀ス

第一千百六十四條 賣主ノ先取特權ハ第六百八十四條及ヒ第七百
二十一條ニ規定シタル留置及ヒ解除ノ權利ヲ妨ケス
本條ハ原案ニ決ス

第一千百六十五條朗讀ス

第六則 旅店主人ノ先取特權

第一千百六十五條 旅店ノ主人ハ旅客其從者及ヒ牛馬ノ宿泊料、

食料ノ爲メ其旅客ノ携帶シテ尙ホ旅店ニ存スル手荷物ニ付キ
先取特權ヲ有ス

本條ハ原案ニ決ス

第一千百六十六條朗讀ス

第七則 舟車運送營業人ノ先取特權

第一千百六十六條 舟車運送營業人ハ荷物又ハ旅客ノ運送賃ノ爲
メ及ヒ關稅其他正當ナル附從ノ費用ノ爲メ自己ノ手ニ存スル
運送物ニ付キ先取特權ヲ有ス

運送營業人カ運送物ノ引渡ヨリ四十八時間内ニ債務者又ハ其
名ヲ以テ其物ヲ受取りタル者ニ對シ其物ヲ返還スルヤ又ハ運
賃其他ノ費用ヲ辨濟スルヤノ催告ヲ爲シ且其効果ヲ生セシム
ル爲メ短キ時間内ニ裁判上ノ請求ヲ爲シタルトキハ其先取特
權ハ物ノ引渡後ト雖モ存續ス

民再七ノ一五六

如何ナル場合ニ於テモ第三取得者ニ對シテ物ヲ回復スルコト
ヲ得ス但第一千百五十三條ニ規定シタル如ク詐害アル場合ハ此
限ニ在ラス且第一千百三十八條ノ適用ヲ妨ケス

(松岡) 二項以下ハ商法ト合セテ見マシタカ

(村田) 商法ニアリマシタ

(松岡) 商法ノト詰リ同ジコトダ

(南部) 此處ハ留置權デハナイ先取特權デス

(松岡) 戻セトハ何ンノ爲メカ物ヲ此方へ戻スカ金ヲ拂フカ催促
シテ戻サシテ元トニ復スト云フノデシヨウ

(南部) 留置デハナイ

(村田) ヤルモノヲ押ヘテ品物ヲ此方へ取ルノデアリマス

(栗塚) 貴君ニ御届ケ申上マスト運賃ヲ拂ツテナラ物ヲ戻スカ金
ヲ拂フカデアリマス

(松岡) 取ツテ何ウスルカ

(村田) 何レ後トハ競賣スルヨリ外ハアリマセン

(南部) 留置權ハ千〇九十六條ニアリマス通りデ占有シテナケレバ留置權トハ言ハレマセン

(松岡) 手放シタルト失フカ

(南部) ソレダカラ留置權デハナイ先取特權トナルノデアリマス
カラ商法ノ留置權ト引合セル譯ケニハ往カン商法ニハ先取特權ノ
コトハアリマセン

(松岡) 果シテ其通りデ良イナラバ良シイ

(元尾崎) 良カロウ

(委員長) 商法ト能ク合セテ見ルガ宜シイ

(栗塚) 商法ト抵觸ガアリハスマイカト云フ疑念デアリマシヨウ
事柄ガ何ウスウ云フノデアハナイダロウ

民再七ノ一五七

(松岡) ソウデス商法デ定メタモノト撞着ガアリハスマイカト云
フノデアリマス

(栗塚) 突キ止メテナイカラ良イトハ申セマセン

(南部) 商法ハ留置ノコト此處ハ先取特權ノ方デアリマス

(委員長) 兎ニ角之ハ良イトシテ商法ト對照シテ見ルガ良カロウ

本條ハ原案ニ決シ商法ト對照スルコトニ決ス

第千百六十七條朗讀ス

第八則 職務上ノ所爲ニ對スル債權者ノ先取特權

第千百六十七條 保證ヲ供スルノ義務アル公吏ノ職務上ノ過失、
又ハ濫妄ヨリ生スル債權ハ其保證金ニ付キ先取特權アリ

(元尾崎) 「濫妄」ハ困リマス

(南部) 前ニ定マツタノデアリマス

(元尾崎) 「濫用」位デ如何デスカ

(北島) 元ト「濫用」トアツタノデアリマス

(栗塚) 再調査デ「濫妄」トナツタノデアリマス

(清岡) 「濫妄」デ宜カロウ

(栗塚) 三島ノ説ニ「濫用」ト云フノハ語ヲ成サン漢文ニハナイ

ソウデアリマス

(榎村) 濫妄デ良サトウデス

(委員長) 先キヘ遣リマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第千六百六十八條朗讀ス

第九則 保證金貸主ノ先取特權

第千六百六十八條 前條ノ保證金ヲ貸付タル第三者ハ職務上ノ所

爲ヨリ害ヲ受ケタル者ニ辨濟アリシ後第二位ニテ此保證金ニ

付キ先取特權ヲ有ス但第三者カ貸付ノ當時又ハ他ノ債權者ヨ

リ何等ノ故障ヲモ述ヘサル前規則ニ從ヒ其權利ヲ證明シタル
トキニ限ル

(栗塚) 「保證金」ハ「保證ノ元資」ト願ヒマス

(元尾崎) 之ハ「保證金」デ良シイ

(大尾崎) 原案通りデ良シイ

(南部) ソレデハ前モ保證金トシテ下サイ

(栗塚) 彼處丈ケハ元資トシテ後トハ金デ何ウカ

(元尾崎) 宜シイ

(松岡) 六十八條ノ一項ニ金圓ト云フ字ガアルガ圓ト云フ字ガ這

入ツテ居ルカ

(栗塚) 今迄使ツテ居ル金錢ト云フ字デハナイ資本ト云フ様ナ字

デス

(村田) 資本デモナイ

(渡) 金デ宜シイ

(元尾崎) 保證金デ良カロウ

(栗塚) ソレデハ前ノ五十一條第八ハ保證金ト致シマス

(榎村) ソレデ宜シイ

(渡) 五十一條カラ保證金トシマシヨウ

(南部) 宜シイ

本條ハ原案ニ決シ第千百五十一條第八第九ヲ「保證金」ト改ム

第千百六十九條朗讀ス

第二款 動産ニ係ル特別ノ先取特權ノ順位

第千百六十九條 動産ニ係ル特別ノ先取特權ト一般ノ先取特權ト競合スルトキハ優先ノ順序ヲ左ノ如ク規定ス

第一 訴訟費用ハ其費用ノ有益タリシ總債權者ニ先タツ但

有益ノ限度又ハ割合ニ從フ

第二 其他四箇ノ一般ノ先取特權ハ第千百四十二條ニ定メタル順序ヲ以テ總テノ特別ノ先取特權ニ先タツ但特別ノ

先取特權ニ服セサル他ノ動産ノ不足ナル場合ニ限ル

(村田) 千百四十九條ハ不動産ニ係ル一般ノ先取特權トアルガ處ガ此二項ニハ彼方此方ニナリマスガ彼處ハ先取特權ニ先立ツト云フ此處ハ唯動産ガ違フ丈ケデスカ

(栗塚) 左様デス

(委員長) 其他四箇ノト云フノハ何ニカ

(村田) 前ニアリマシタ訴訟法ヲ除キ後ト四ツデ御座イマス動産ト不動産デ其レ丈ケ違ヒガ出來タノデアリマシヨウ

(栗塚) 左様デス事柄カラ云フト左様シナケレバナリマセン、證モナイコトガアリマスト云フノデ切角保護シヨウト思ツテ醫者ノ

藥禮トカ云フモノヲ保護シヨウト思フニ特別先取特權ガアルト云ツテハ詰ラント云フヲシキアレハ何ンナコトヲシテモ取ラセルト云フノデアリマス

(松岡) 但其他ノ動産ヲ取ツテ其レカラト云フノデアリマシヨウ
(栗塚) 左様デス

(委員長) 一項ニ有益タリシトキトアルガ負ケ訴訟ニナツタトキハ先取特權ハナイダロウカ

(松岡) 負ケ勝チニ拘ハラズデアリマス

(委員長) 有益タリシトキト云フト拂ツテモ有益ト言ヘルカ

(栗塚) 左様デス

(清岡) 有益ノ限度割合ニ從フト云フノハ割合ノ外出サンカ

(南部) 皆ナ債權者ノ有益デアリマス

(清岡) 千圓益ガアツタモノヲ其レ丈ケノ割合ハ百圓ト聞ヘテオ

民再七ノ一六〇

カシイ訴訟仲間ニ百圓モ五十圓ノ人モアル互ニ割合ツテ取ル様ナ譯ケデハナイカ

(栗塚) ソウ云フ意味デアリマス

(松岡) 千圓ノ金ニ入費ガ百圓係ルト壹割デ外モ一割ト云フノデアリマス

(清岡) ソウデハナイ様デス

(松岡) 詰リ金高割ニスルノデアリマス

(元尾崎) ソウヤルヨリ外ハナイ

(清岡) 但書ニスルハオカシクハナイカ

(南部) 少しモ違イマセン

(松岡) 動産デ着物ヲ賣ツタリ机ヲ賣ツタリシテ先取特權ヲ持ツタ人ガアルソレデモ訴訟費ノ時ハ債權者ガ費用ヲ机ノ上カラ取ラレテ溜マラン皆ナ割合ツテト云フノデアリマス詰リ益ノナイ人ハ

掛レナイノデアリマス

(委員長) 益ハナクツテモ矢張り往タデシヨウ

(南部) 千百四十三條ノ二項ニ總債權者有益ナラサリシ云々トアルアレモソウデー人ノ債權者ニ關係ナイト云フ場合ヲ見テ居ルノデアリマス

(松岡) 財産ヲ差押ヘルト紛失セン様ニ預ケルト云フ手數ガ係ル其時動産質ヲ取ツテ居ル人ガアリマス執行吏ノ手數ヲ頼ンデ良イ人モアル文案ヲ作ツタリスル人ハ皆ナ自分ノ利益ニ保護ヲ受ケ文方ニナルカラ有益ノ方デアリマス

(南部) 千百四十三條ノ二項ヲ見ルト分リマス

(清岡) 成程之デ良イ様デス

(元尾崎) 良カロウ

本條ハ原案ニ決ス

民再七ノ一六一

第千百七十條朗讀ス

第千百七十條 一箇ノ動産ニ付キ特別ノ先取特權ヲ有スル諸種ノ債權競合スルトキハ其相互ノ優先權ハ下ノ順序及ヒ區別ニ從ヒ之ヲ定ム

第一ノ順位ハ先取特權ノ目的物ヲ保存シタル者ニ屬ス

若シ數人ノ債權者漸次ニ保存ヲ爲シタルトキハ優先權ハ其間ニテ最後ノ保存者ニ屬ス

第二ノ順位ハ合意上ノ動産質ニ因リ或ハ不動産ノ質貸人、旅店ノ主人又ハ運送營業人ノ如ク默示ノ動産質ニ因リ物ヲ質ニ取リタル債權者ニ屬ス

第三ノ順位ハ物ノ賣主ニ屬ス
然レトモ質取債權者ハ動産質設定ノ時其物ノ保存費用ノ未タ支拂ナキコトヲ知ラサリシトキハ第一ノ順位ヲ得

之ニ反シテ質取債權者カ賣却代價ノ未タ支拂ナキコトヲ知りタルトキハ賣主之ニ先タツ

收穫物ニ關シテハ第一ノ順位ハ農業ノ稼人ニ第二ノ順位ハ種子及ヒ肥料ノ供給者ニ第三ノ順位ハ土地ノ質貸人ニ屬ス

工業ノ職工ハ鑛坑、石坑、其他土地ノ採掘事業又ハ土地ノ工業ヨリ生スル產出物ニ付キ質貸人ニ先タツ

公吏ノ保證金ニ關シテハ職務上ノ所爲ニ對スル各債權者ハ相共ニ債權ノ割合ニ應シ其債權ノ割合ニ應シ其債權ノ日附ニ關セス他ノ債權者ニ先タチ又保證金ヲ貸シタル債權者ニモ先タツ其保證金ヲ貸シタル債權者ハ保證金ノ殘額ニ付キ第二位ニテ先取特權ヲ有ス

(栗塚) 此處モ工業ノ職工ハ產出物又ハ製造品ニ付キトヤツタラ宜シイ

民再七ノ一六二

(南部) 工業ヨリ生スルトスレバ宜シイ

(清岡) 第三ヲ狹ンダラ然レトモト云フノハオカシイ

(松岡) 次ヲ讀ムト之ニ反シテ質取主ハ賣却代價支拂ナイト知ツタ自分ハ何ウト第三ノ方ニ取ラル、ト云フノデアリマス

(委員長) 支拂ヒナキヲ知ラサルナラ宜シイガ知リタリト云フハオカシイ

(栗塚) 前ノト後トノトハ違イマス支拂ヒノ未ダナルコトヲ知リタルトキデアリマス

(清岡) 支拂ハザルガ宜シイ

(栗塚) 支拂ラハレサルト云ハナケレバナラン

(元尾崎) 支拂ラハレサルト云ヘバ宜シイ

(清岡) 終リモ代價ノ未タ支拂ハレザルコトヲ知リタルダ

(北畠) 之デア宜イデハナイカ

(委員長) 費用ノ未ダ支拂ヒ非サルト云フガ宜シイ

(栗塚) 費用ノ未ダ支拂ヒ非サルト云ツテ宜シイ

(委員長) 宜シイ

本條ハ第六項七項「支拂ヒナキ」トアルヲ「支拂ヒアラサル」ト改メ第九「工業ノ職工ハ工業ヨリ生スル產出物又ハ製造品」ニ付賃貸人ニ先タツト改メ其他原案ニ決ス

第千百七十一條朗讀ス

第三節 不動産ニ係ル特別ノ先取特權

第一款 不動産ニ係ル特別ノ先取特權ノ原因及ヒ目的

物

第千百七十一條 左ノ債權者ハ下ニ定メタル債權ノ爲メ及ヒ其條件ニ從ヒ不動産ニ付キ先取特權ヲ有ス

第一 賣買、交換其他有償ノ行爲ニ因リ又無償ニモセヨ負

擔ヲ帶フル行爲ニ因リ不動産ヲ讓渡シタル者ハ其讓渡シタル不動産ニ付キ先取特權ヲ有ス

第二 共同分割ハ分割中ニ包含シタル不動産ニ付キ先取特權ヲ有ス

第三 工匠、技師及ヒ工事請負人ハ工事ニ因テ不動産ニ生シタル増價ニ付キ先取特權ヲ有ス

第四 先取特權ヲ生セシムル行爲ノ當時ニ於テ讓渡人、共同分割者、工事請負人ニ支拂ヒタル金錢ノ貸主ハ右同一ノ不動産ニ付キ先取特權ヲ有ス

第五 死亡者ノ遺産ト相續人ノ資産トノ分離ヲ請求スル相續ノ債權者及ヒ受遺者ハ相續ノ不動産ニ付キ先取特權ヲ有ス

(清岡) 「債權者ノ爲メ及ヒ」ト云フノハドウ云フコトカ

(栗塚) 債權者ノ爲メ特權ヲ有スソレカラ不動産ニ付テ何デスネ
「及ヒ」ハナクテモ良イテシヨウ條件ニ從ヒトヤツタカラ「及ヒ」
ヲ入レタノデス

(元尾崎) 「及ヒ」ハナイ方カ良シイ

(村田) 「及ヒ」ハ除カンテモ良シイ

(松岡) 「及ヒ」ハ刪ルカ良シイ

(栗塚) 債權ノ爲メソウシテ條件ニ從ヒトアルノデアリマスカラ
「及ヒ」ハ入りマセン

(委員長) ソレデハ「及ヒ」ハ刪ルカ

(清岡) 「無償ニモセヨ」ハ「無償ナルモ」デ宜シイ

(松岡) 宜カロウ

(委員長) 共同派分ハ分割トシタカ

(栗塚) 皆ナ分割ニ改メマシタ

本條ハ第一項「及ヒ」ヲ刪リ「無償ニモセヨ」ヲ「無償ナル
モ」ト改メ其他原案ニ決ス

第一千七百七十二條朗讀ス

第一則 讓渡人ノ先取特權

第一千七百七十二條 讓渡人ノ先取特權ハ左ノ各人ニ屬ス

第一 賣買ノ代價利息其他ノ負擔ニ付テハ賣主

第二 交換ノ補足額、負擔及ヒ交換物ノ追奪擔保ニ付テハ

交換者

第三 贈與ノ負擔ニ付テハ贈與者又ハ其承繼人

其他有償又ハ無償名義ノ不動産讓渡人ハ一般ニ其對價及ヒ負

擔ニ付キ先取特權ヲ有ス

(南部) 第一賣買ノ代價及ヒデハナイカ

(栗塚) ソウデ御座イマス

(松岡) 今迄賣却代價ト云ツテ來タニ何ウシテ賣買トシマシタカ
 (栗塚) 賣買交換ト云ツテ來タ其代價デアリマス
 (松岡) 賣却代價デ良イデシヨウ
 (栗塚) ソレデモ良シイ
 (清岡) 其負擔ハ賣買ニ關係スルノデ其レダカラ賣買ト云ツタノ
 デス
 (栗塚) 左様デス
 (委員長) 年金權ト云フノハ止メタカ
 (栗塚) 止メマシタ
 (村田) 賣ツタモノハ其モノニ付テ先取特權ガアルノダカラ買ツ
 タモノハ出様ハナイ
 (栗塚) 始終賣買ト云ツテ來マシタ貸借モ貸ス計リデモ貸借ト云
 ツタカラ良イデハ御座イマセンガ

民再七ノ一六五

(松岡) 賣却代價デ良イノダ、ダカラ先取特權ノ處モ賣却代價支
 拂ヒ云々トアルノダカラ賣却デ良シイ此處許リ殊更ラニ賣買ト直
 シタノハ餘計デス
 (南部) 賣却ノ負擔トハ云ヘン
 (委員長) 土地ヲ私ガ買フタ代リニ貴君ニ一生涯何程チ上ゲマシ
 ヲウト云フ其レチ代價ト云フカ
 (栗塚) 即チ代價デアリマシヨウ
 (清岡) 宜シイ
 (大尾崎) 宜シイ

本條ハ「第一賣買ノ代價」ノ下ヘ「及ヒ」ノ二字チ加ヘ其他
 原案ニ決ス

第千百七十三條朗讀ス
 第千百七十三條 賣買代價、交換補足額ノ外賣買、交換、贈與

ノ負擔及ヒ交換其他有償名義ノ合意ニ於ケル追奪擔保ノ未定
ノ賠償ハ讓渡ノ證書又ハ日後ノ證書ヲ以テ金錢ニテ之ヲ定ム
ルコトヲ要ス

其他右ノ證書ハ次款ニ記載スル如ク之ヲ公示スルコトヲ要ス

(元尾崎) 之ヲ定メテ居カナケレバナリマセンカ

(南部) 定メテ置カント之ガ出來マセン

(元尾崎) 不動産物ヲ買ヘバ追奪擔保ハ言ハンデモ分ツテ居ル

(南部) 賣買ノ代價交換贈與ノ負擔皆ナ書イテ置カナケレバナリ

マセン

(大尾崎) 仕方ハアリマセン

(委員長) 賣買ノナイモノハ先取特權ガナイカ

(南部) 人が代リマスカラ唯タ遺ルニハ第三デ宜シイ

(委員長) 價ヲ付ケテ賣ルノデハナイ山ガ十町アル價ハ壹ケ年三

民再七ノ一六六

十圓シカ遺ラント云フ價ニ比較サレンモノデモ山ヲカル代リニハ
己レノ死ヌマデ吳レンカト云フノハ何ウカ

(栗塚) 其他有償名義不動産讓渡ノ云々トアルノデ第一第二第三
ノ他ニ有償名義ノ讓渡ハ一般ノ先取特權ヲ有ストアルノデ總罷シ
テ居ルノデアリマス

(元尾崎) 宜シイ

本條ハ原案ニ決ス

第千七百七十四條朗讀ス

第千七百七十四條 交換其他不動産ノ讓渡ノ對價トシテ受取リタ
ル不動産ノ追奪擔保ノ爲メノ先取特權ハ其追奪力讓渡ノ時ヨ
リ十年内ニ生シ且廢罷ス可カラサル判決ヨリ一个年内ニ擔
保ノ請求ヲ爲シ之ヲ公示シタルトキニ非サレハ存在セス
對價トシテ受取リタル動産ニ關シテハ擔保ノ爲メノ先取特權

ハ追奪カ一个年内ニ生シ且廢罷ス可カラサル判決ヨリ一个月
内ニ請求ヲ爲シ之ヲ公示シタルトキニ非サレハ存在セス

本條ハ原案ニ決ス

于時午後第三時閉會

民法債權擔保篇再調査案議事筆記第三十回

民法債權擔保篇再調査按議事筆記第三十回

自第一千七百七十五條至第一千二百十條

明治二十一年十二月四日午前九時三十分開會

第一千七百七十五條朗讀ス

第二則 共同分割者ノ先取特權

第一千七百七十五條 相續人、社員其他ノ共有者ハ或ハ抽籤ノ方法或ハ合意上ノ指定或ハ不分割物競賣ニ因レル分割ヨリ生スル左ノ債權ノ爲メ其分割ニ於テ各自ノ得タル不動産ニ付キ互ニ先取特權ヲ有ス

第一 補足額ノ爲メ又ハ配當ノ過分ノ爲メニハ之ヲ負擔セ
ル分割者ニ歸シタル不動産ニ付キ先取特權アリ

第二 不分割物競賣ノ代價ノ爲メニハ其競賣シタル不動産ニ
付キ先取特權アリ

第三 分割者ノ一人カ其配當部分ノ動産又ハ不動産ニ於テ

受ケタル追奪ノ擔保ノ爲メニハ他ノ分割者ニ歸シタル總
不動産ニ付キ先取特權アリ但債務ニ於ケル各分割者ノ部
分ニ限ル

本條ハ原按ニ決ス

第一千七百七十六條朗讀ス

第一千七百七十六條 右ノ擔保ハ亦左ノ諸件ニ之ヲ適用ス

第一 相續人又ハ社員ニシテ他ノ相續人又ハ社員ニ對シ補
足額又ハ不分物競賣ノ代價ヲ負擔シタル者ノ無資力

第二 分割者ノ一人ノ配當部分ニ債權ヲ充テタルトキ其債
務者ノ無資力但其債務者ハ分割者タルト外人タルトテ問
ハス分割ノ當時無資力タリシコトヲ要ス

(村田) 此處ハ無資力丈ケテ破産ハ宜シウ御座イマスカ

(栗塚) 宜シウ御座イマス此時ハ商人ノ場合ヲ考ヘテ書キマセン

民再七ノ一六八

カラ

(村田) 此間破産ヲ入レタカラ此處ヘモ入レナケレハナランタロ
ウ無資力バカリテ通レハ宜シイケレトモ此間ノ處モ入レン方カ良
カロウ千百四十五條ニ破産ト入レテアル

(栗塚) 千百四十五條ハ無資力ト云フ字ハ書イテナクニツニ書キ
分ケテアリマス破産又ハ分産ト書イテアリマスカ此處ハ廣イ字テ
書イテアリマス日本文テ無資力ト云フト破産カ遣入ルカ遣入ラン
カト云ヘハ無論遣入ルノテ御座イマスカラ宜シウ御座イマス

(清岡) 配當部分ニ債權ヲ當テタルトキト云フノカ

(栗塚) 貴君ト私テ物ヲ分ツタ私ハ債權ヲ取ツタトキ債務者カ無
資力ニナツタ場合テス

(村田) 債權ニテ分割ヲ受ケタモノト云フノタ

本條ハ原按ニ決ス

第一千七百七十七條朗讀ス

第一千七百七十七條 第一千七百七十四條ハ分割者間ノ追奪擔保ノ先取特權ニ之ヲ適用ス

分割者タルト否トテ問ハス債務者ノ無資力ニ關シテハ其擔保ハ元本ニ於ケル債務ノ滿期ヨリ一个年内ニ請求ヲ爲シ之ヲ公示シタルトキニ非サレハ當事者ノ間ニテモ又第三者ニ對シテモ之ヲ負擔セシムルコトヲ得ス

債務力無期又ハ終身ノ年金權タルトキ債務者ノ無資力カ分割ノ日ヨリ十个年後ニ生スルニ於テハ其擔保ノ負擔ハ止ム

債務カ利息ヲ生スル元本ニシテ其滿期ノ十个年以上ニ及フトキモ亦同シ

本條ハ原案ニ決ス

第一千七百七十八條朗讀ス

民再七ノ一六九

第三則 工匠、技師及ヒ工事請負人ノ先取特權

第一千七百七十八條 工匠、技師及ヒ工事請負人ハ建物、堤塘若クハ堀割ノ築造若クハ修繕ニ付キ又ハ地上ニ爲シタル排洩、灌溉、開墾置土其他之ニ類似スル土工ニ付キ自己ノ指揮又ハ舉行シタル工事ヨリ生スル債權ノ爲メ先取特權ヲ有ス

右ノ先取特權ハ鑛坑及ヒ石坑ノ開堀、利用閉鎖又ハ廢止ニ關スル地下又ハ外部ノ工事ノ爲メ工匠、技師及ヒ工事請負人ニ屬ス

(箕作) 排洩ト云フハ乾カスト云フ字テスネ

(栗塚) 印播沼杯ヲ排洩スルト云フノタカラ此字テ宜シウ御座イマシヨウ

(元尾崎) 堀割ノ築造修繕ニ付キ先取特權ト云フノハ堀割ヲ先取スルノカ

(松岡) 工事ヨリ生スル増加ダ

(元尾崎) 堀割シタラ増加ニナランタロウ

(栗塚) 河ヲ堀ツタノハ便利ニナツタノデス

(箕作) 「付キ」ト云フノハ歐文テ「プール」ト云フノテシヨウ

之ハ修繕ノ爲メ自己ノ指揮シタル舉行シタルト云フノテ何ノ爲メト云フコトハ未タ云ハンノデス

(栗塚) ソウテス旅店ノ主人カ旅客ノ宿料ノ爲メ手荷ニ付キトナツテ居マスカラ之ハ爲メデナケレハナリマセン

(清岡) 債權ノ爲メトアルカラ同シコトタ

(栗塚) 爲メニガニツ重ツテモ宜シウ御座イマシヨウ

(南部) ソレハ可笑シイ

(松岡) 何々ニ付キ債權ノ爲メト云フノモ同シコトタロウ

(栗塚) 今迄何ノ爲メ何ニ付キ先取特權ヲ有スト云フ文例ニナツ

テ居リマス

(清岡) 修繕ノ爲メ債權ニ付キトシヨウ

(南部) 修繕ノ爲メ債權ノ爲メトシタラ良カロウ

(松岡) 「ニ付キ」ヲ止メテ修繕又ハ何ヲ舉行シタル工事ヨリ生

スル債權ノ爲メトスレハ宜シイ

(栗塚) 「ニ付キ」ヲ止メテ「類似スル工事ヨリ生スル債權ノ爲

メ」トシタラ良カロウ

(箕作) ソレカ宜シイ

(南部) 「ニ付キ」ハアツテモ宜シイ

(箕作) 「築造若クハ修繕又ハ地上ニ爲シタル排洩、灌漑、開墾

置土其他之ニ類似スル工事ヨリ生スル債權ノ爲メ」トシタラ良カ

ロウ

本條第一項左ノ如ク改ム

工匠技師及ヒ工事請負人ハ建物、堤塘若クハ堀割ノ築造若クハ修繕又ハ地上ニ爲シタル排洩、灌漑開墾、置土其他之ニ類似スル工事ヨリ生スル債權ノ爲メ先取特權ヲ有ス

第一千七百七十九條朗讀ス

第一千七百七十九條 右ノ工事ヨリ生スル先取特權ハ其工事ニ因リ土地又ハ建物ニ加ヘタル増價ニシテ先取特權ノ當時猶ホ存在スルモノ、ミニ付キ存ス

右ノ増價ハ裁判所ノ選定シタル鑑定人ノ作レル三箇ノ調査ヲ以テ之ヲ明定スルコトヲ要ス

其第一調査ハ工事ヲ始ムル前ニ之ヲ作りテ場所ノ現状ヲ明定シ且目論見タル工事ノ概略ヲ指示スルコトヲ要ス

其第二調査ハ工事ノ竣成ヨリ又ハ原因ノ如何ヲ問ハス其工事ノ絶止ヨリ三個月内ニ之ヲ作り且其工事ヨリ現ニ生スル増價

ヲ明定スルコトヲ要ス

其第三調査ハ配當加入ノ請求ノ當時之ヲ作り且右増價ノ存在スルモノヲ明定スルコトヲ要ス

本條ハ原案ニ決ス

第一千八百十條朗讀ス

第四則 金錢貸主ノ先取特權

第一千八百十條 前數條ニ掲ケタル先取特權ハ讓渡若クハ分割ノ當時又ハ工匠、技師若クハ工事請負人トノ契約ノ當時ニ於テ賣買若クハ不分物競賣ノ代價、交換若クハ分割ノ補足額又ハ工事ノ代金ノ辨濟ノ爲メ金錢ヲ貸付スル者ニ法律ニ依リ直接ニ屬ス但其金錢ノ貸付及ヒ使用ヲ此等ノ行爲ノ證書中ニ記載シタルトキニ限ル

若シ讓渡人、分割者又ハ工事ノ爲メノ債權者ノ利益ニ於テ先

取特權ノ生セン後ニ金錢ヲ貸付ケタトキハ貸主ハ第五百二條及ヒ第五百三條ニ定メタル條件及ヒ方式ニ從ヒ債權者又ハ債務者ヨリ合意上ノ代位ヲ得タルトキニ非サレハ先取特權ヲ取得セス

孰レノ場合ニ於テモ金錢ノ貸主力債務ノ一分ノミヲ辨濟シタルトキハ貸主ハ其辨濟シタルモノ、割合ニ應シ第五百八條ニ從ヒ原債權者ト共ニ先取特權ヲ行フ

(笑作) 二項ノ債權者又ハ債務者ヨリト云フノハトウ云フ場合デス

(南部) 債務者ノ委託ニ依ツテ金ヲ拂ツテヤツタ人デス

本條ハ原案ニ決ス

第一千八百一一條朗讀ス

第五則 資産分離ノ先取特權

第一千八百一一條 相續ノ債權者及ヒ受遺者カ死亡者ノ遺産ト相續人ノ資産トノ分離ヲ請求スルノ權利ヲ行フニ付キ服從ス可キ條件ハ相續ノ事項ニ之ヲ規定ス

(松岡) 之レハ入ラン人事篤カ出來ナケレハ分ラン

(元尾崎) 之ハ削ロウ

(清岡) モツト先取特權ヲ減ラスコトハ出來ナイカ知ラン

(栗塚) ソウスルト次ノ條モ削ラナケレハナリマセン

(渡) 次ノ條ヲ讀ンテ見レハ宜シイ

第一千八百一十二條朗讀ス

第一千八百一十二條 讓渡人、分割者及ヒ資産分離ヲ請求シタル債權者並ニ受遺者ノ先取特權ハ債務者ノ所爲ニ因リ又ハ其權利ニ基キ且其費用ヲ以テ不動産ニ加ヘタル増加及ヒ改良ニ及ハス



- (村田) 之モ入ラン
- (南部) 前條モ置イテ良カロウ
- (栗塚) 害カナイカラ置イテモ宜シウ御座イマシヨウ
- (渡) 八十二條ハ置イテモ宜シイ
- (元尾崎) 讓渡人分割者ハ資産分離テハナイダロウ
- (村田) 資産分離ノ讓渡人ダ
- (大尾崎) 皆置タカ宜シイ
- (栗塚) 置クナラ皆ナ置カナケレハ良クナイ適用ノナイ法律ト見テ置ケハ宜シイ
- (村田) 外ニ影響ハナイカラ削ツテ宜シイ
- (元尾崎) 讓渡人ハ資産分離ノ讓渡人テハアルマイ
- (箕作) 一体ノ讓渡人テス
- (元尾崎) ソウスルト題ニ合ハン

- (大尾崎) 相續ノ讓渡人タロウ
- (元尾崎) ソウデハナイ一般ノ讓渡人タ
- (清岡) 共同分割者タロウ
- (南部) 一般ノ讓渡人テス
- (箕作) 入レル處カナイカラ此處へ入レタノデ御座イマシヨウ
- (松岡) 讓渡人分割者テモ詰リ死亡者ノ遺産ニ對シテ云フノタロウ尋常普通ノ相對ノ讓渡人テハアルマイ
- (村田) 一般ノ讓渡人カ良イナラハ此處ニ書ク筈カナイ
- (箕作) 之ハ單純ノ場合テス讓渡人ト受遺者ト三ツ丈ケノコトヲ云フ、請負人ト金員ヲ貸シタモノ、先取特權ハ別ニ云ハンテモ分ルト云フノテスカラ
- (松岡) 五則ノ中ハ資産分離八十一條テス相續ノ債權者或ハ死亡遺産云々トアツテ只ノ債權テハナイ遺産ノモノ、分割シタモノト

云フノテ目的タルモノハ死亡者ノ遺産ト云ハナケレハ題ニ合ハナ
イ

(渡) 死亡者ノ遺産テナケレハナラント云フノハ千百七十一條ノ
五項カラ出テ來タノダ

(南部) ソウデナイト云フコトカ註ニアル

(栗塚) 資産分離ヲ請求シタル債權者並ニ受遺者ノ先取特權ハト
云フノモ同シコトデス

(清岡) 讓渡人分割者ニ付テモ亦同シデ宜シイ

(元尾崎) 削ルカ宜シイ

(村田) 削ツテ宜シイ

(松岡) 如何ニホアソナードカ疎漏テモ共同派分者ハ一則ニ書キ
此處テ一口ニ資産分離ノ中ニ書クノハ良クナイ若シ眞ニ間違ツテ
居レハホアソナードニ直サセルカ宜シイ

民再七ノ一七四

(南部) 商法ニモアル此規則ハ何ノ規則ニ適用スト云フコトカア
ル

(大尾崎) 終リヘ入レルカ宜シイ

(南部) 右ノ規定ハ讓渡人分割者ニ付イテモ之ヲ適用ステ宜シイ

(栗塚) 右ノ規定ハ讓渡人及分割者ノ先取特權ニ之ヲ適用スデ宜
シイ

(箕作) 資産分離カ間違ヒタト云フナレハ一則ニ記シタル先取特
權及ヒ第三則ニ記シタルトシタラ良カロウ

(南部) ソレハ入ラナイ

(箕作) 五則ヘ入レテ宜クノカ不適當タト云フ議論ガアルカラ五
則タケレトモ一則二則ニ記シタル先取特權ニ之ヲ適用スト書ケハ
宜シイ

(栗塚) 其ノ方カ宜シウ御座イマシヨウ五則ト云フノカ悪ルイト

云フ論カラ出タノテ御座イマス

(南部) ソンナコトハ云ハンテモ宜シイ

(村田) 分割者ハ不動産ハカリニ限ラン

(栗塚) 不動産ハカリテス

(松岡) 動産ノコトハ出来ナイ

(栗塚) 前ノ「讓渡人分割者及ヒ」ヲ削ツテ末項ニ「右ノ規定ハ不動産ノ讓渡人又ハ分割者ノ先取特權ニ之ヲ適用ス」ト致シマス

本條第一項「讓渡人分割者及ヒ」ノ八字ヲ削リ左ノ二項ヲ新設ス

右ノ規定ハ不動産ノ讓渡人又ハ分割者ノ先取特權ニ之ヲ適用ス

第一千八百三十三條朗讀ス

第二款 不動産ニ係ル特別ノ先取特權ノ債權者間ノ効

民再七ノ一七五

力及ヒ順位

第一千八百三十三條 前款ニ掲ケタル先取特權ハ下ニ定メタル方法、條件及ヒ期間ヲ以テ公示シ且保存シタルトキニ非サレハ之ヲ以テ他ノ債權者ニ對抗スルコトヲ得ス

(松岡) 此ノ先取特權ハ勉強スルモノニ褒美ヲヤルト云フノダロウ

(栗塚) 原因ガ何ノ爲メト云フノテ御座イマス

本條ハ原案ニ決ス

第一千八百三十四條朗讀ス

第一千八百三十四條 賣買代價ノ爲スノ賣主ノ先取特權及ヒ補足額ノ爲メノ交換者ノ先取特權ハ代價又ハ補足額ノ全部又ハ一分ヲ未タ辨濟セサル旨ヲ記シタル所有權移轉證書ノ登記ヲ以テ之ヲ保存ス

又交換ニ於ケル追奪擔保ノ爲メ及ヒ賣買、交換其他所有權移
轉契約ノ附從負擔ノ爲メノ先取特權ハ證書ノ登記ヲ以テ之ヲ
保存ス但擔保及ヒ負擔ノ評價ヲ證書中ニ記載シタルトキニ限
ル

本條ハ原案ニ決ス

第一千八百八十五條朗讀ス

第一千八百八十五條 分割者ノ先取特權ハ所有權表白ノ効力アル分
割ノ證書ヲ登記スルニ因リ之ヲ保存ス但其證書ニ不分物競賣
代價又ハ補足額若クハ配當ノ過分及ヒ追奪擔保ノ評價其他各
配當部分ノ負擔ノ評價ヲ記載シタルトキニ限ル

(栗塚) 表白ハ認定トナリマス

(箕作) 先取特權ハ分割ノ證書ヲ登記スルニ依リトシテ所有權認
定ノ効力アルハ削ルカ宜シイ

民再七ノ一七六

(栗塚) 所有權移轉テナイト云フ處ヲ見セルノテ御座イマス

(南部) 分割證書テ宜シイ

(栗塚) 「ノ」ノ字ヲ削ツテ宜シウ御座イマス分割シタトキ初メ
テ効力カ移轉スルカ或ハ所有權ノ移轉テナク所有權ハ元トカラア
ルノカ必要タト云フコトヲ申シマシタ其コトテ御座イマス

(箕作) 効力ノナイ分割證書カアルカト云フトソナモノハナイ
カラ先取特權ハ分割證書ヲ登記スルテ宜シイ

(松岡) ソレテ宜シイ

(南部) 併此字カアルノテ註ヲ見ナイテ分ルノテ御座イマシヨウ

(元尾崎) 削ル説ニ同意シマス

(北島) 賛成シマシヨウ

(栗塚) 此處ノモノヲ以テ補ヒ互ニ分カトウト云フトキカ分カツ
タトキハ所有權カ移ツタ様ニ人カ思フカ知レマセン

(松岡) ソレハ誰レモ思フマイ

(箕作) 効力アルト書イテ置クト効力ノナイ分割證書カアツテ効力ノアル分割證書ヲ登記スル様ニ思フカモ知レン

(南部) 所有權移轉ニ照應スルカラアツタ方カ宜シイ

(松岡) 分割證書ト云フハ銘々ニ分ケルト云フノテ移轉ニ對スル字タロウ

(栗塚) ソウテハ御座イマセン移轉ト云フ字ハ認定ト云フ字ニ見合ハセテアルノテ契約ト云フ字カ分割證書ト見合ハセテアルノテ

(箕作) ソンナラ所有權認定ノ證書テ宜シイノテス

(栗塚) 詰リ認定ノ効力アル分割ヲ登記スルト云フコトデス

(委員長) 削ルカ多數カ

本條ハ左ノ如ク改ム

民再七ノ一七七

分割者ノ先取特權ハ分割ノ證書ヲ登記スルニ因リテ之ヲ保存ス(但以下原案ノ通り)

第千八百八十六條朗讀ス

第千八百八十六條 右讓渡又ハ分割ノ證書登記ナキ間ハ取得者又ハ分割者ノ承諾シ又ハ其權利ニ基キテ生シタル物上擔保ハ公示シタルトキト雖モ之ヲ以テ先取特權アル債權者又ハ其承諾人ニ對抗スルコトヲ得ス但工事ヨリ生スル先取特權アル債權ハ此限ニ在ラス

然レトモ利害關係人ハ原契約者ノ承諾ヲ得スト雖モ常ニ右ノ登記ヲ爲サシムルコトヲ得

(松岡) 之ハイラナイ文ダ

(清岡) 二項ノ登記ハ双方登記官ノ面前ニ於テ爲スヘキニ此處テハ一人テ爲スノハ如何

(栗塚) 得スト雖トモ登記ヲ爲サシムルコトヲ得ト云フノハ何ウ
カ承諾スレハ無論タカ假令承諾セストモ強制執行ノ出來ルト云フ
ノタソレヲ得スト云フノハ不用ノモノト云フノタト説明委員カ説
イタ我々ノ考テハ假令承諾ハ向カセストモ強テ之ヲ登記スルノ權
利ヲ持ツテ居ルト云フコトテアツタ

(箕作) 原契約ハ元トノ賣主買主ノ承諾カナクテモ登記ヲスルコ
トカ出來ルト云フノテシヨウ

(南部) ソウテス

(箕作) 利害關係人ハ讓受ケタ人ト物上權ヲ持タ人テスネ

(南部) ソウテス

(松岡) 利害關係人ト云フノハ擔保ヲ取ツテ居ル人タ

(箕作) 登記ノナイ間ハ對抗カ出來ナイカラ登記ヲスル

(元尾崎) 但工事ヨリ生スル先取特權ト云フノハ

(松岡) 先取特權カ出來ルノタ如何トナレハ増額ト云フカラ元ト
ノ人ハ取ルコトハ出來ナイ自分ノ分サヘ登記シテアレハ効力アル
ト云フノタ

(委員長) 此文章ハヤツタ人ノ様ニ見ヘルヤツタ人ノ方ヲ分割者
ト云フノテハナイカ

(箕作) ヤツタノ貰ツタノト云フコトハ來タ出ナイノテス只タ分
ケルト云フ丈ケノデス

(栗塚) 社員相續人共有者テ御座イマス

(委員長) 右ノ登記ト云フノハ
(栗塚) 前項ヲ指シテ居リマス此限ニ在ラスデ切レテ居リマスカ
ラ宜シウ御座イマシヨウ
(箕作) 全体歐文テハ前項テハアリマセン
(松岡) 前回テ別項ニシタノタ

本條ハ原案ニ決ス

第一千八百七十七條朗讀ス

第一千八百七十七條 讓渡又ハ分割ノ證書ニ其對價物ノ全部若クハ一分ノ未タ辨濟ナキコト又ハ負擔ノ付シ有ルコトヲ記載セサルトキハ日後ノ證書ヲ以テ此遺脱ヲ補フコトヲ得且其證書ハ債權者ノ注意ヲ以テ讓渡又ハ分割ノ證書ト共ニ之ヲ公示スルコトヲ得

右日後ノ證書ヲ讓渡又ハ分割ノ證書ノ登記ト共ニ公示セサルトキハ債權者ハ何時ニテモ抵當ノ章ニ定ムル方式ニ從ヒ要旨ノ記入ヲ以テ其證書ヲ公示スルコトヲ得但此場合ニ於テハ先取特權ハ單純ナル法律上ノ抵當ニ變性ス

右ノ抵當ハ二箇ノ公示ノ間ニ於テ債務者ノ權利ニ基キ物上擔保ヲ取得シ且合式ニ之ヲ公示シタル債權者ニ之ヲ以テ對抗ス

民再七ノ一七九

ルコトヲ得ス

讓渡若クハ分割ノ證書ニ記シタル負擔又ハ擔保ノ評價ヲ日後ノ證書ニ記載シタルトキモ亦同シ但其證書ノ抵當記入ハ其記入ヲ爲シタル日附ニ從ヒ債權者ノ順位ヲ定ム

(村田) 注意ヲ以テト云フコトハナクテモ宜シイ

(栗塚) 債權者ヨリデス

(村田) 此處ハカリ注意ト云フ字ヲ入レタノハ可笑シイ

(渡) 二ケノ公示ノ間ニ於テト云フノハ讓渡分割證書ト共ニシナ

カッタニケノ公示タロウ

(栗塚) ソウテス

(委員長) 公示スルト云フノハ登記ヲスルノタロウ

(南部) 登記ヲスル前ニ抵當ニ取ツタノテス

本條ハ原案ニ決ス

第一千八百八十八條朗讀ス

第一千八百八十八條 賣主其他讓渡人又ハ分割者ノ先取特權カ法律上ノ抵當ニ變性シタルトキハ此抵當ノ記入前ニ讓渡又ハ分割ノ目的タル不動産ニ付テノ物上擔保ヲ債務者ノ權利ニ基キテ取得シ且合式ニ保存シタル債權者ヲ害シテ義務不履行ノ爲メノ解除訴權ヲ行フコトヲ得ス

本條ハ原案ニ決ス

第一千八百八十九條朗讀ス

第一千八百八十九條 工匠、技師又ハ工事請負人ノ先取特權ハ第一千七百七十九條ニ定メタル第一第二ノ調書ノ記入ヲ以テ之ヲ保存ス

其第一調書ハ工事ヲ始ムル前ニ之ヲ記入スルコトヲ要ス
第二調書ハ其錄製ヨリ一个月内ニ於テ之ヲ記入スルコトヲ要ス

民再七ノ一八〇

ス

第二調書ノ記入ノ効力ハ第一調書ノ日附ニ溯及シ且工事ノ前又ハ後債務者ト約束シタル各人ニ對シ其増價ニ付テノ優先權ヲ先取特權アル債權者ニ保有セシム

利害關係人中一人ノ爲シタル右調書ノ記入ハ委任ナキトキト雖モ他ノ關係人ヲ利シ且總關係人ニ其債權ノ割合ニ應シテ辨濟ヲ受取ル爲メノ同一ノ順位ヲ保有セシム但總テノ者カ有益ノ時期ニ於テ必要ナル説明ヲ爲スコトヲ要ス

本條ハ原案ニ決ス

第一千百九十條朗讀ス

第一千百九十條 前條ニ指定シタル期間ニ二箇ノ調書中其一ノ記入ヲ爲サ、リシトキハ先取特權ハ法律上ノ抵當ニ變性シ其順位ハ左ノ日附ヲ以テ之ヲ定ム

第一 工事ノ竣成又ハ絶止ノ時ヨリ三個月内ニ第二調書ヲ
録製シ且次月内ニ之ヲ記入シタルトキハ第一調書ノ遅延
記入ノ日附

第二 右ノ三個月内ニ第二調書ヲ録製セス又ハ三個月内ニ
之ヲ録製シタルモ次月内ニ之ヲ記入セサルトキハ其第二
調書記入ノ日附

(松岡) 作製ト云フ字モ録製ト云フ字モアリマシヨウ

(南部) 皆ナ録製トナツタ

(委員長) 疏明ト云フ字ハ民法ニ用ユル様ニナツタカ

(栗塚) 矢張り疏明テ宜シイ積リテ御座イマス

(松岡) 未タ定マランノテ御座イマスカ皆ナ訴訟法ト合ハセテ一
定スル積リテ御座イマス

本條ハ原案ニ決ス

第一千百九十一條朗讀ス

第一千百九十一條 取得、分割又ハ工事ノ爲メ初メニ金圓ヲ貸付

タル者ノ第千百八十條第一項ニ從ヒ有スル先取特權ハ賣主、
分割者又ハ工事請負人ニ於ケルト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ保存
ス

右貸主カ後日代位ニ因リテ賣主、分割者又ハ工事請負人ニ承
繼シタルトキ未タ先取特權ノ公示ナキニ於テハ其貸主ハ主タ
ル證書及ヒ代位證書ノ登記又ハ記入ニ因リテ其公示ヲ爲サシ
ム

若シ代位前ニ公示アリタルトキニハ貸主ハ登記シタル證書ノ
縁邊ニ代位證書ノ附記ヲ請求ス可シ

又先取特權アル債權ヲ讓受ケタル者ハ讓渡證書ノ附記ヲ請求
ス可シ

此末ノ二箇ノ場合ニ於テ附記ヲ爲サシムルコトヲ遲延シタル
代位者又ハ讓受人ハ其以前善意ニテ債務者又ハ其承繼人ト原
債權者トノ間ニ爲シタル辨濟其他ノ免責ノ行爲ヲ非難スルコ
トヲ得ス

(松岡) 非難ト云フ字カ出來マシタネ

(栗塚) 駁撃ト云フ字テ御座イマスカ何レデモ宜シウ御座イマス

(南部) 駁撃カ宜シイ

(松岡) 非難ト云フ方ハ古クカラ知ツテ居ルカラ非難カ良カロウ

(栗塚) 駁撃ト願ヒマス

本條末項「非難」ヲ「駁撃」ト改ム

第千百九十二條朗讀ス

第千百九十二條 上ニ記載シタル如クニ保存シタル先取特權又
ハ抵當アル債權ニシテ利息又ハ年金ノ附キタルモノハ利息又

ハ年金ノ滿期ト爲リタル最終ノ二個年分ニ非サレハ元本ト同
一ノ順位ニテ配當ニ加入スルコトヲ得ス但滿期ノ利息又ハ年
金ノ中ニテ二個年以外ノモノ、爲メ漸次ニ特別ノ抵當記入ヲ
爲ス可キ債權者ノ權利ヲ妨ケス

(松岡) 黙ツテ居テモ利息カ取レルト思フト利息ハ取レンカ

(南部) ソウダ

本條ハ原案ニ決ス

第千百九十二條第二朗讀ス

第千百九十二條(第二) 資産分離ヲ請求スル債權者及ヒ受遺
者ハ擔保ノ爲メ留置セント欲スル財産ニ付キ相續ノ發開ヨリ
六个月内ニ其債權又ハ遺贈ヲ記入スルコトヲ要ス
其記入ニハ債權又ハ遺贈ノ額ト其記入ヲ爲ス主旨トヲ附記ス
ルコトヲ要ス

相續人ノ權利ニ基キ右ノ期間ニ爲シタル記入又ハ登記ハ分離
請求者ニ之ヲ以テ對抗スルコトヲ得ス但工事請負人ノ先取特
權ニ關シ次條ニ記載スルモノハ此限ニ在ラス

(松岡) 權利ニ基キハ何ヨリトハ出來ナイカネ

(栗塚) ソレノ資格テト云フ字テス

(箕作) 遺贈ハ贈遺テスカ

(栗塚) 贈遺テス

(元尾崎) 分離シテモ權利カアルノタロウ

(松岡) 分離シテ置イテモ外ヘ動カス様ナコトヲシテハ役ニ立タ
ナイ

(委員長) 右ノ期間ニ爲シタル記入ハ

(箕作) 相續人カラ承繼人ガスル

(元尾崎) 相續人ノ債權者モ自分モスルダロウ

(箕作) 相續人ノ債權者カスル

(委員長) 何カスルカ分ラン

(南部) 權利ニ基キト云フ字ニ切レルノデ御座イマスカラ六ヶ敷
テス

(箕作) 權利ニ基キト云フノハ何時デモ承繼人カスルト思ツテ居
レハ宜シイ

本條「遺贈」ヲ「贈遺」ト改ム

第千百九十三條朗讀ス

第千百九十三條 不動産ニ付キ先取特權アル債權者間ノ相互ノ
優先權ハ左ノ順序ニ從フ

第一 工匠、技師及ヒ工事請負人但其債權カ後ニ生シタル

トキモ亦優先權ヲ有ス

其工事ヨリ生スル増價額カ右ノ各人ニ全ク辨濟スルニ足

ラサル場合ニ於テハ債權ノ割合ニ應シ同一ノ順位ニテ其配當加入ヲ定ム

第二 讓渡人又ハ分割者

逐次ノ讓渡又ハ派分ノ場合ニ於テハ優先權ハ債權者間最モ舊キ者ニ屬ス

金錢ノ貸主ハ或ハ初ヨリ或ハ合意上ノ代位ニ因リ其金錢ニテ全部又ハ一分ノ辨濟ヲ受ケタル債權者ト同一ノ順位ヲ有ス

資産ノ分離ヲ請求スル債權者及ヒ受遺者ハ死亡者ノ遺産ニ付キ其遺産カ相續人ニ歸シタル後之ニ増價ヲ與ヘタル工匠、技師及ヒ工事請負人ノミニ先セラル
資産ノ分離ハ死亡者ノ債權者間及ヒ受遺者間ノ相互ノ權利ヲ變更セス

(南部) 金錢ノ貸主ハ上ニ掛ルノテハナイカ

(栗塚) 金錢ノ貸主ハ上ニ掛ルノテ御座イマス

(元尾崎) 資産ノ分離モ上ニ掛リマスカ

(栗塚) 掛リマス

(委員長) 舊キモノニ屬スト云フノハ

(南部) 先キノモノハ先キニ取ルト云フノテス

本條ハ原案ニ決ス

第千百九十四條朗讀ス

第千百九十四條 先取特權ノ記入及ヒ其更新、抹殺、減少ニ關スル規則ハ先取特權及ヒ抵當權ニ共通ナリ且之ヲ次章ニ規定ス

(南部) 共通ナリ且ツ之ヲト云フノハ共通ノモノニシテ之テモ良カロウ

(清岡) 共通ニシテデ宜シイ

(委員長) 共通ニシテトシヨウ

本條ハ「共通ナリ且之ヲ」トアルヲ「共通ニシテ之ヲ」ト改

ム

于時正午休憩

午後一時十五分開會

第一千九十五條朗讀ス

第三款 第三所持者ニ對スル不動産先取特權ノ効力

第一千九十五條 合式ニ公示シタル先取特權ハ其負擔アル不動

産ニ付キ第三所持者ノ方ニマテ追及ス

第三所持者カ下ニ定ムル方法ノ一ニ依リ先取特權アル債權者

ニ辨償セサルトキハ其債權者ハ第三所持者ニ對シ其不動産ヲ

差押ヘ之ヲ競賣ニ付スルコトヲ得

(松岡) 辨償ハ辨濟テハナイカ

(栗塚) 辨濟テ御座イマス

本條ハ「辨償」ヲ「辨濟」ト改ム

第一千九十六條朗讀ス

第一千九十六條 一般ノ先取特權ハ第三所持者ノ取得證書ノ登

記前ニ之ヲ記入シタルトキニ非サレハ其第三所持者ニ移轉シ

タル不動産ニ付キ追及權ヲ與ヘス

本條ハ原案ニ決ス

第一千九十七條朗讀ス

第一千九十七條 轉得者ノ證書ノ登記前ニ登記セサル讓渡又ハ

分割ニ因リ先取特權ヲ有スル債權者ハ其先取特權ノ生シタル

證書ヲ登記セシムルコトニ付キ轉得者ヨリ催告ヲ受ケタレト

モ一个月内ニ其登記ヲ爲サシメサリシトキニ非サレハ追及權

ヲ失ハス但此一个月ニハ距離ニ應シ法律上ノ期間ヲ加フ

然レトモ轉得者ハ讓渡人カ十ヶ年以上不動産ニ付キ法定ノ占有ヲ爲シタルトキハ右ノ催告ヲ爲スノ責ナク且舊所有者ノ總テノ先取特權ヲ免カル

(南部) 法律上ノ期間ヲ加ウト云フノヲ元ト削ツタノヲ入レマシタ

(村田) セシムルト云フノハ悪ルイ

(南部) 登記スルトシマシヨウ

(栗塚) ソレテハ直次モ其登記ヲ爲サ、ルトキト致シマス

(元尾崎) セシムルテ良カロウ

(南部) 登記官吏ニサセル様ニナルカラ「スル」トシタノテス

(元尾崎) 十ヶ年以上ト云フコトハ分割ノ方ニハ入リマセンカ

(松岡) 同シコトダーツアレハ宜シイト云フ積リタロウ

(栗塚) 「然レトモ轉得者ハ讓渡人又ハ分割者カ」ト致シマシタ

(南部) 分割者カ占有スルコトカアリマスカ

(元尾崎) 分割シタ以上ハ占有シテ居ラナケレハナラン

(箕作) 分割者モ讓渡人ト同シ様ダ

(松岡) 同シ理窟タ

(榎村) 此轉得者ハ分割者カラ貰フツノタロウ

(栗塚) ソウテス轉得者ハ何レ得タ人デ御座イマスカラ讓渡人モ分割者ト云ヘマシヨウ

(南部) 上ノ讓渡分割トハ違フ

(箕作) 原文ニハ彼カトアル

(栗塚) 「轉得者ハ其讓渡人ガ」ト致シマシヨウ

(南部) ソレテ宜シイ

本條第一項「登記セシムル」ヲ「登記スル」ト改メ「登記ヲ

ナサシメサリシ」ヲ「登記ヲナササリシ」ト改ム

第二項轉得者ハノ下ニ「其」ノ一字ヲ加フ

第一千九十八條朗讀ス

第一千九十八條 工事ニ因リ先取特權ヲ有スル債權者ハ工事ノ竣成又ハ其絶止ノ前ニ讓渡アリテ其證書ノ登記アリタルトキハ第一調書ノ記入ニ依リテ追及權ヲ行フコトヲ得

工事ノ竣成シ又ハ絶止シタルトキ第二調書ノ錄製及ヒ記入ノ二箇ノ期間カ未タ經過セサルニ於テハ右ノ債權者ハ此期間ノ滿了後又ハ第二調書ヲ錄製シ且記入セシム可キ催告ヲ受ケタルモ一个月ノ期間ニ之ニ應セサリシ後ニ非サレハ先取特權ヲ失ハス

(南部) 之モ記入スヘキトナル

(元尾崎) 之ハ催告スル奴カアルカ知ラン我々ハ外へ賣ルトキハ

民再七ノ一八七

黙ツテ賣ル

(箕作) 早ク失ハセルニハ催告スルカ良カロウ

本條第二項「且記入セシムヘキ」トアルヲ「且記入スヘキ」ト改ム

第一千九十九條朗讀ス

第一千九十九條 追及權ヲ保存シ及ヒ之ヲ行フ爲メニ必要ナル公示ヲ爲サ、ル先取特權アル債權者ハ第三所持者ノ負擔シタル讓受代價ニ付キ優先權ヲ失ハス但代價ノ辨濟前又ハ順序配當手續ノ閉鎖前ニ自ラ債權者タルコトヲ知ラシメ且其債權ヲ證明シタルトキニ限ル

本條ハ原案ニ決ス

第一千二百條朗讀ス

第一千二百條 先取特權ニ關スル追及權其條件効力並ニ第三所持

者カ所有權徵收ヲ避クルノ方法及ヒ先取特權消滅ノ原因ハ次
章ノ第三節第五節乃至第七節ノ規定ニ從フ但先取特權ノ固有
ノ規則ニ反スルモノハ此限ニ在ラス

(栗塚) 之ハ報告委員テ修正致シマシタ抵當ノ處ニ附録ト云フモ
ノカアリマシテソノ附録ヲ廢シマシテコウ云フ文章ニ直シマシタ
本條ハ原案ニ決ス

第一千二百一條朗讀ス

第五章 抵當

第一節 抵當ノ性質及ヒ目的物

第一千二百一條 抵當ハ法律又ハ人意ニ因リ或ル義務ヲ他ノ義務
ニ先タチ辨償スル爲メニ充テタル不動産ノ上ノ物權ナリ但其
不動産ヲ質入スルコトヲ要セス

(松岡) 質入ヲ要セスハ握有ト云フ字ハ握有ヲ要セスカ宜シイ

(樺村) 握有ヲ要セスカ宜シイ

(元尾崎) 不動産上ノ物權トシヨウ

(栗塚) 握有ト云フト取ツタ人カラ云フ言葉テ御座イマスカ元ハ
入レル方ノ言葉テ御座イマスカラ充テル人ハ品物ヲヤルニ及ハン
ト云フ積リテ御座イマス

(南部) 質ヲ設クルヲ要セスカ宜シイ

(村田) 但テ削ルカ宜シイ

(南部) 中へ入レヨウカ

(松岡) 置クナレハ元トノ通りカ宜シイ

(栗塚) 抵當ト質ノ區別ヲ立テ、云フノデ御座イマスカラ但テ云
ハント質ト同シニナリマス

(渡) 但テ削ロウ

(南部) 註ニハ法律又ハ善意ニ依ル單リ法律ノミニ依テ出來ル先

取特權トモ違フ又善意ニ依テヤル質トモ違ウト云フ意味テス

(笑作) 削ルノカ多數タカラ削ロウ

本條ハ但書ヲ削除スルコトニ決ス

第一千二百二條朗讀ス

第一千二百二條 抵當ハ動産質及ヒ不動産質ニ付キ記載シタル如ク働方及ヒ受方ニテ不可分タリ但反對ノ合意アルトキハ此限ニ在ラス

本條ハ原案ニ決ス

第一千二百三條朗讀ス

第一千二百三條 抵當ハ不動産ノ完全所有權ノ上ノミナラス父母ノ法律上ノ用益權ヲ除クノ外ノ用益權、賃借權、永借權及ヒ地上權ノ上ニモ又此等ノ權利ヲ支分シタル所有權ノ上ニモ之ヲ設定スルコトヲ得

民再七ノ一八九

然レトモ完全ノ所有權ヲ有スル者ハ處有權又ハ用益權ノミヲ分離シテ之ヲ抵當ト爲スコトヲ得ス又土地及ヒ建物ヲ所有スル者ハ土地ヲ分離シテ建物ノミヲ抵當ト爲シ又ハ建物ヲ分離シテ土地ノミヲ抵當ト爲スコトヲ得ス
此ニ反シテ右ノ所有者ハ其不動産ノ限界ニ因リ定マリタル部分又ハ其不分ノ幾部分ヲ抵當ト爲スコトヲ得
地役ハ要役地ヨリ分離シテ之ヲ抵當ト爲スコトヲ得ス又用方ニ因ル不動産ハ其附着スル不動産ヨリ分離シテ之ヲ抵當ト爲スコトヲ得ス

(栗塚) 又ハ以下ハ元ト削ツテアツタノデ御座イマス元來削除ニナリマシタノハ土地ト家トヲ別々ニ質ニ置ケント云フノハ不便デハナイカト云フコトヲ削ラレマシタカ民法ヲ規定シテアル抵當ハ第一第二第三第四何人デモ債權ヲ吸ヒ取ラル、以上ハ幾ラテモ出

來マス家ト地面ト一ツト見テ第一ノ抵當ヲ取り第二ノ抵當ヲ取ツ
テ不便ハナイ家カ五百圓地所カ五百圓ノトキ第一ノ人カ五百圓抵
當ニ取レハ第二ノ抵當ハ五百圓ニ取レル家カ五百圓ニ地所カ五百
圓ニ取レルカト云フトソレハ取レナイソレヨリモ家ト地面ヲ一箇
ニ見テ千圓ト見レハ餘程都合カ良クハナイカ債務者ニ取ツテモ債
權者ニ取ツテモ同シコトデアルカラ一ツモ不便テナイ債務者カ家
ヲ質ニ置タトキ地面ト一所テナケレハ質ニ取レント云フトキハ不
便ナ様テ御座イマスカ金高カ多クナツテ居リマスカラ差支アリマ
セン

(箕作) 抵當ハ不可分タカラ家ト地面ト一所タカラ家カ百圓ニ當
リ地面ヲ入レルト千圓ニナルト云フトキ一所ニスルト云フト債務
カ少シテモ残ツテ居ルト貴イ地面カ一所ニ抵當ニナツテ仕舞フ
(栗塚) 一人ハ地面ヲ押へ一人ハ家ヲ押へタトキ二ツノ計算ヲ拵

ヘナケレハナラン

(松岡) ソレハ結構タ分ケテ出來ルノハ結構ナコトダ

(栗塚) 借ル人ノ身ニ取ツテ地所ト家ヲ質ニ置イテモ別々ニ置ク
ノモ一所ニ置クノモ同シテナナイカ

(大尾崎) 假令ハ家ト地面テ二千圓ノ金カ借ラレルトキ千圓外金
カイラナイト云フトキハ先ツ家ハカリテ質ニ入レヨウト云フ便利
カアル

(栗塚) 二千圓ノモノヲ質ニ入レ、ハ第一抵當テ千兩外アリマセ
ン

(松岡) 凡ソ人間カ家倉地面モ一所ニ質ニ遣入ツテ居ルト云フノ
トハ私ノ地面ハ質ニ入レテアルケレトモ家ハ浮イテ居ルト云フノ
トハ世間ノ信用カ違フ

(栗塚) 家ト地面テ千圓ノ價カアツテ百圓ノ金ヲ借リルトキハ家

ト地面テ千圓借レハ宜シイ

(大尾崎) ソレハ大變不便ダ

(栗塚) 家丈ケノ抵當チシ地面丈ケノ抵當チシテ公賣ニシタトキ地面ハ賣ツテナイ家丈ケハ賣ツテ宜シイト云フ争ハナイ

(元尾崎) 争ノ起リ様ハナイ

(栗塚) 別々ニスルヨリ一ツニシテ小切レニシテ抵當ニ入レテ差支ナイ

(松岡) ソレチスレハ世ノ中ニ害カアルト云フナレハ兎モ角モ

(栗塚) 袴ト羽織ト一所ニ質ニ入レルトキ羽織丈ケ質ニ入レル方カ便利タト仰シヤイマスカ引離シテ質ニ入レル結果ト一所ニ入レル結果トドチラカ宜シウ御座イマシヨウ家丈ケノ見積リチスルトキ地面丈ケノ見積リチスルトキト違イマス家カアツテ始メテ地價カ高クナリマス

(松岡) ソレチ別々ニシタイト云ツテモ法律カ出来ナイト云フノハ困ル

(栗塚) 日本テハ抵當ニ入レルト云フノチ第一第二第三抵當ト云フノハ近來ノコトデーツモノチ抵當ニ入レ、ハソレテアラン限リ金チ借りテ仕舞ウト云フ仕來リテ御座イマスカ家チ三分一四分一抵當ニ入レルト云フコトハ出来ル世ノ中ナレハ一所ニシテ小刻ミニスル方カ便利テ御座イマシヨウ

(松岡) 四分五分ニ出来ルモノハ引離シテ入レル方カ便利ダ
(栗塚) 千坪ノ屋敷ニ五百坪ノ建家カアル家ト地面チ集メタトキハ地價ガ千坪一万圓ニナル然ルニ家カナイ爲メニ安クナルソウスレハ債務者ハ合ハセテ抵當ニ入レル方カ便利タロウ

(松岡) 馬鹿ナモノカアツテ家丈ケ賣ルト云フトキソレハ地面ト一所ニ賣ル方カ價値カ良カロウト云フナレハ喜フカ知レン

(箕作) 私ハ此前ノ會議ハ知リマセンカ今日始メテ見テ誠ニ詰ラ
ンモノタト思ヒマスニ番抵當ト云フコトモ分ツテ居ルカソレニ拘
ハラス家ト地面ト離スコトハナラント云フノハ詰ランコトタト思
ヒマス

(村田) 跡テ都合ノ良イ様ニスルノハ一所ニスル方カ宜シイ

(清岡) 「建物ヲ分離シテ土地ノミヲ抵當ニスルトキハ損害アリ

ト知ルヘシ」ト修正シヨウ

(栗塚) 「又」以下ヲ削リマスカ第三項ノ「右ノ」ヲ削リマシヨ
ウ

本條第二項「又土地及建物ヲ所有スルモノハ土地ヲ分離シテ
建物ノミヲ抵當ト爲シ又ハ建物ヲ分離シテ土地ノミヲ抵當ト
爲スコトヲ得ス」トアルヲ削除スルコトニ決ス

第三項「右ノ」ノ二字ヲ削ル

第一千二百四條朗讀ス

第一千二百四條 左ニ掲タルモノハ之ヲ抵當ト爲スコトヲ得ス

使用權、住居權其他讓渡スコトヲ得ス又ハ差押フルコトヲ得
サル財産

第十一條第二號及ヒ第三號ニ掲ケタル如キ不動産債權

同第十一條第四號ニ掲ケタル如キ不動産ト爲シタル債權但之

ヲ不動産ト爲スコトヲ許可スル法律カ其抵當ヲ許サ、ルトキ
ニ限ル

船舶ノ抵當ニ付テハ特別法ノ規定ニ從フ

(箕作) 船舶ノ抵當ハ商法ニアル

(栗塚) ソレテハ商法ノ規定ニ從フト致シマシヨウ

(南部) 「同」ノ字ハ入ランタロウ

(栗塚) 「同第」ト云フノハ可笑シイ様テ御座イマス

(南部) 船舶ノ抵當ヲ登記スルト云フコトハ商法ニハナイ様テ御座イマス

(渡) 佛文ニハ同條第四號トアル

(栗塚) 同條テモ宜シイ

(委員長) 商法テ出來ント思ヘハ特別法ヲ補フ

(村田) 向ノ字ヲ削ルカ宜シイ

(箕作) 船舶債權者ト云フノカアル

(松岡) 商法ノ八百五十六條ニ記入ナスルコトカアル

(栗塚) ソレテハ商法ト致シマシヨウ

本條第四項「同」ノ字ヲ削ル

第五項「特別法」ヲ「商法」ト改ム

第一千二百五條朗讀ス

第一千二百五條 此章ノ規定ハ商法其他特別法ニ於テ異例ヲ設ケ

民再七ノ一九三

サル限りハ此等ノ法律ヲ以テ設定シタル抵當ニ之ヲ適用ス

本條ハ原案ニ決ス

第一千二百六條朗讀ス

第一千二百六條 抵當ハ漸積地ノ如キ意外及ヒ無償ノ原因ニ由リ

或ハ建造、栽植其他ノ工作ノ如キ債務者ノ所爲及ヒ費用ニ因

リ不動産ニ生スルコト有ル可キ増加又ハ改良ニ當然及フモノ

トス但他ノ債權者ニ對シテ詐害ナキコトヲ要シ且前章ニ規定

シタル如キ工匠、技師及ヒ工事請負人先取特權ヲ妨ケス

抵當ハ債務者力縱令無償ニテ取得シタルモノタリトモ其隣接

地ニ及ハサルモノトス但新圍障ノ設立又ハ舊圍障ノ廢棄ニ因

リ隣接地ヲ抵當不動産ニ合體シタルトキモ亦同シ

(元尾崎) 一項ノ且カラ下ハ入ラン

(渡) 入ラナイ

(栗塚) 併シ前ニモ此コトカアリマスカラ照應カアツテ宜シウ御座イマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第一千二百七條朗讀ス

第一千二百七條 意外若クハ不可抗ノ原因又ハ第三者ノ所爲ニ出テタル抵當財産ノ滅失、減少又ハ毀損ハ債權者ノ損失タリ但失取特權ニ關シ第一千三百三十八條ニ記載シタル如ク債權者ノ賠償ヲ受クヘキ場合ニ於テハ其權利ヲ妨ケス
若シ抵當財産力債務者ノ所爲ニ因リ又ハ保持ヲ爲サ、ルニ因リ減少又ハ毀損ヲ受ケ之カ爲メ債權者ノ擔保力不十分ト爲リタルトキハ債務者ハ抵當ノ補充ヲ與フルノ責ニ任ス
其補充ヲ與フルコト能ハサル場合ニ於テハ債務者ハ擔保ノ不十分ト爲リタル限度ニ應シ滿期前ト雖モ債務ヲ辨濟スルノ責

民再七ノ一九四

ニ任ス

本條ハ原案ニ決ス

第一千二百八條朗讀ス

第一千二百八條 抵當財産ノ差押ナキ間ハ債務者ハ第二百二十六條及ヒ第二百二十七條ニ定メタル期間中其不動産ヲ賃貸スルコトヲ得ス其果實及ヒ產出物ヲ讓渡シ及ヒ管理ノ總テノ行爲ヲ爲スコトヲ得

本條ハ原案ニ決ス

第一千二百九條朗讀ス

第二節 抵當ノ種類

第一千二百九條 抵當ハ法律上、合意上又ハ遺言上ノモノタリ

(樞村) 此處へ裁判上ノ抵當ヲ入レルコトハホアソナードニ質問スルトアル